

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**早期償還条項付 他社株転換条項付
デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるバークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年6月1日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（日東电工株式会社）(以下「本債券」といいます。)のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出しや当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の対象銘柄の後場終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく、対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る可能性があります。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準や金利水準の変化、本債券の発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。
- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご

理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- お取引に際しては、購入対価のみをお支払いただきます。

本債券のお取引は、金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります

(早期償還リスク)

・本債券は、一定の条件が満たされた場合、直後の早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・期中に早期償還の適用を受けず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があります。また、満期償還額は額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。さらに、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当を得ることはできません。

(価格変動リスク)

・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および対象銘柄の株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に

作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなつた場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行体の業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滯若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号: 0120-64-5005 受付時間: 月曜~金曜 9:00~17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成27年6月30日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和19年3月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■ 「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、および特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ
(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2015年11月

発行登録追補目論見書
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年6月1日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債
(日東電工株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

(注) 発行会社は、平成 27 年 10 月 30 日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018 年 11 月 28 日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

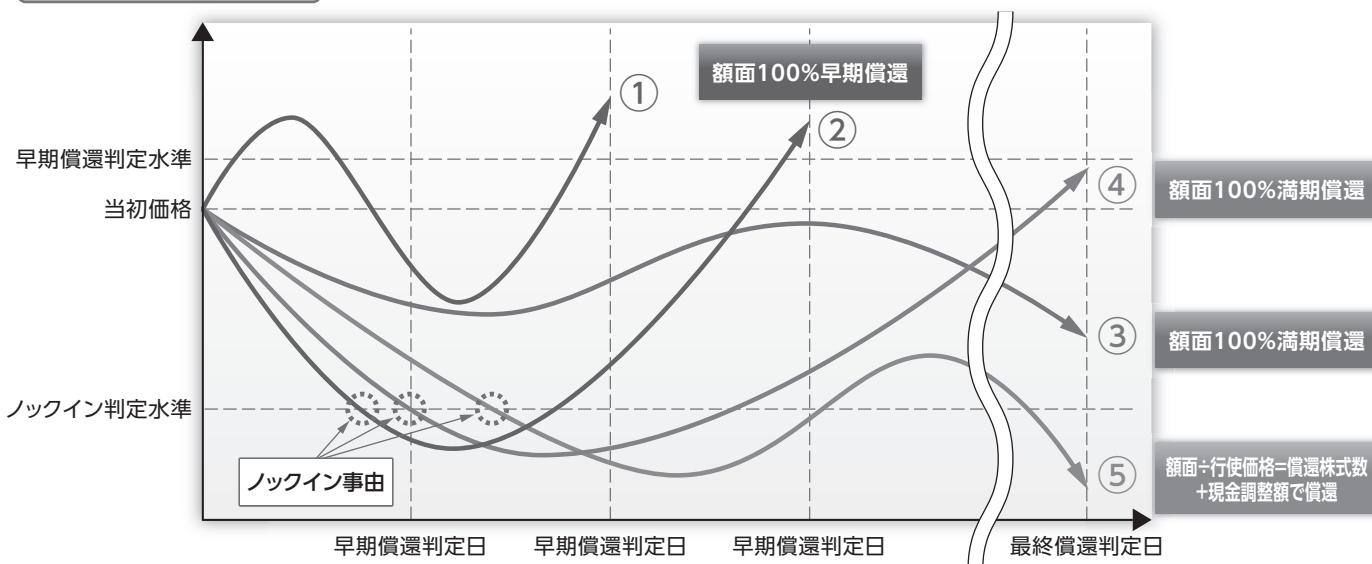
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 当初価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2. 債還及び買入れ」をご確認ください。

<日東電工(6988 JT)参考株価動向>



出所:Bloomberg、2010年1月4日から2015年11月9日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(日東电工株式会社(銘柄コード:6988 JT))の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません。)。

<想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間における日東电工の株価の想定最大下落率(期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。)は、以下の通りです。

観測期間	期間	日東电工株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/11/1～2015/10/30	2年	10,415.00	4,150.00	-60.16%
2013/5/1～2015/10/30	2年半	10,415.00	4,150.00	-60.16%
2012/11/1～2015/10/30	3年	10,415.00	3,670.00	-64.77%

本債券の満期償還時における日東电工の株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に64.77%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して64.77%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。日東电工の株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはできません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額(もしあれば)の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額(円)	想定損失額(円)
0%	1,000,000	0
-10%	900,000	-100,000
-20%	800,000	-200,000
-30%	700,000	-300,000
-40%	600,000	-400,000
-50%	500,000	-500,000
-60%	400,000	-600,000
-70%	300,000	-700,000
-80%	200,000	-800,000
-90%	100,000	-900,000
-100%	0	-1,000,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日東电工の株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはできません。

■過去における日東电工株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日東电工の株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に64.77%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して64.77%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は日東电工の株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

* 上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご留意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外 22-12

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 27 年 11 月 13 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デビュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 300,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外 22-1	平成 27 年 8 月 14 日	1, 020, 000, 000 円	該当なし。	
27-外 22-2	平成 27 年 8 月 14 日	1, 760, 000, 000 円		
27-外 22-3	平成 27 年 8 月 17 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-4	平成 27 年 8 月 17 日	300, 000, 000 円		
27-外 22-5	平成 27 年 9 月 10 日	400, 000, 000 円		
27-外 22-6	平成 27 年 9 月 14 日	422, 000, 000 円		
27-外 22-7	平成 27 年 9 月 16 日	395, 000, 000 円		
27-外 22-8	平成 27 年 10 月 2 日	1, 000, 000, 000 円		
27-外 22-9	平成 27 年 10 月 21 日	509, 000, 000 円		
27-外 22-10	平成 27 年 11 月 12 日	1, 125, 000, 000 円		
27-外 22-11	平成 27 年 11 月 12 日	1, 880, 000, 000 円		
実績合計額		9, 111, 000, 000 円	減額総額	0 円

【残額】 990, 889, 000, 000 円
(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額	該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。	

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 偿還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	35
第二部 公開買付けに関する情報	36
第三部 参照情報	37
第1 参照書類	37
1 有価証券報告書及びその添付書類	37
2 四半期報告書又は半期報告書	37
3 臨時報告書	37
4 外国会社報告書及びその補足書類	37
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	37
6 外国会社臨時報告書	37
7 訂正報告書	37
第2 参照書類の補完情報	37
第3 参照書類を縦覧に供している場所	37
第四部 保証会社等の情報	38
第1 保証会社情報	38
第2 保証会社以外の会社の情報	38
第3 指数等の情報	39
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	40
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	41
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	71

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

「計算代理人」

パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

「パークレイズ・グループ」

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

「英国」又は「連合王国」

日本の法定通貨

「円」又は「円貨」

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

	<p>む。) から翌利払日 (その日を含まない。) までの期間 (以下「利息計算期間」という。) について、円貨で後払いする。</p> <p>利払日が営業日 (以下に定義される。) でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」 (以下に定義される。) により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(3) その他</p> <p>他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	---

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2015年6月24日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2015年11月30日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は最終現物債還受領可能資産 (以下に定義される。) の交付によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び/又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人 (以下において定義する。))、フランクフルト代理人 (以下において定義する。) 及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人 (以下において定義する。) 及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関 (以下「ニューヨーク登録機関」という。) 兼ニューヨーク市における代理人 (以下「ニューヨーク代理人」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人 (以下「フランクフルト代理人」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人 (以下「ルクセンブルク代理人」という。) 兼ルクセンブルクにおける登録機関 (以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。) としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク (ルクセンブルク) エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスベンスカ・ハンデルスバンケンAB (publ) 、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ) 、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービス・ピーエルシーの間ににおいて2015年5月18日付で締結されたマスター代理人契約 (以下「マスター代理人契約」という。この用語には、隨時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。) に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券 (以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券 (以下「包括社債券」又は「包括社債」という。) に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位 (適用ある条件決定補足書に規定する。) 、(ii)包括社債券との交換 (又は一部交換) により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。) のシリーズの1つである。

本社債券の所持人 (以下「本社債権者」という。) 及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札 (以下「利札」という。) の所持人 (以下「利札所持人」という。) は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2015年5月15日付で発行会社により発行された約款 (Deed of Covenant) (本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。) の利益を享受する権利を有する。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面100万円 につき100万円 (注1)	申込期間	2015年11月13日から 2015年11月30日まで
申込単位	額面100万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2015年12月1日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U. S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2015年12月1日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2016年3月1日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間（利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2-Y1)] + [30 \times (M2-M1)] + (D2-D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2015年12月1日（その日を含む。）から2016年3月1日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年12.0%とし、2016年3月1日に支払われる額面金額当たりの利息額は30,000円とする。
- (2) 2016年3月1日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年12.0%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は30,000円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は250円とする。

2. 債還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満の場合、各本社債は対象株式数（以下に定義される。）及び日本円で支払われる残余現金額（以下に定義される。）（以下「最終現物償還受領可能資産」という。）の交付により償還される。

「対象株式数」 本取引所により定義される対象株式の取引に関する単元株数の、（額面金額／行使価格）以下の最大整数倍をいう。

「残余現金額」は、以下のとおり計算される。

$$\{(\text{額面金額} / \text{行使価格}) - \text{対象株式数}\} \times \text{最終価格}$$

(0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。)

イ 受渡障害事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡障害事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡障害事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付するよう努力する。
- (ii) 発行会社は、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付することにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。
- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、障害現金決済日において障害現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡障害事由が発生しており、いずれの場合も通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）障害現金決済価格が支払われる旨を通知する。受渡障害事由の発生により対象株式の交付又は障害現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は障害

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するよう計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 市場障害事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価

日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようとする。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり100万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第5項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第16項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償

還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は隨時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2012年から2014年までの各年及び2014年12月から2015年11月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜日東電工株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2012年から2014年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2012年	4,335	2,662
2013年	7,540	4,150
2014年	6,912	4,175

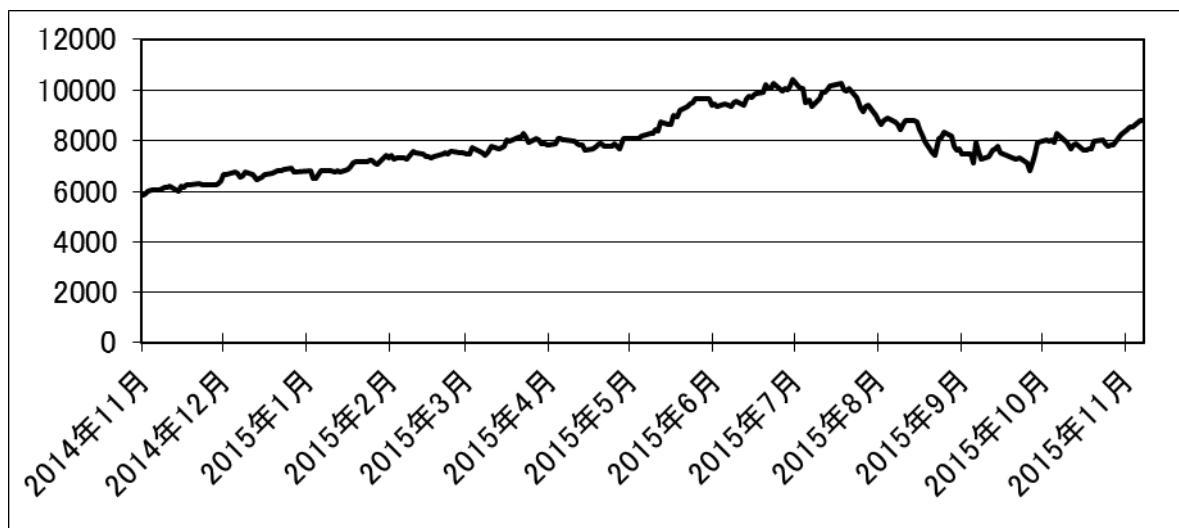
株価（単位：円、2014年12月から2015年11月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2014年12月	6,912	6,272	2015年6月	10,245	9,360
2015年1月	7,225	6,528	2015年7月	10,415	9,163
2015年2月	7,582	7,270	2015年8月	8,984	7,418
2015年3月	8,273	7,431	2015年9月	7,938	6,824
2015年4月	8,113	7,655	2015年10月	8,271	7,504
2015年5月	9,667	8,071	2015年11月	8,822	8,250

(注) 但し、2015年11月は2015年11月10日まで。2015年11月10日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は8,781円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2014年11月4日から2015年11月10日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、また他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知（適宜）において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行い、又はかかる交付を手配する。社債権者が発行会社に対して、発行会社及び／又は関連決済システム（該当する場合）が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム（該当する場合）は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日における交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本項において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社（又は関連する交付を実施するために発行会社が手配するその他の者）が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」もそれに応じて解釈される。かかる手續が実施された後は、発行会社は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の移転の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者による受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能

資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人が決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関する起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付若しくは交付の手配又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本証券に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又はかかる交付を手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、条件決定補足書に記載されているのと異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しがなされない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかる場所及び／又は方法にて交付するよう手配することができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛ての）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付又はかかる交付の手配を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英國（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英國の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領した金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英國と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避したにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、又は米国内国歳入法との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。

- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかる30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避した社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は発行会社課税事由とみなされる（なお、この場合、上記(c)の対象となる源泉徴収は、法律により要求されるものとみなされる。）。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が早期償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が早期償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が交付の期日において、受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、(I)社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日において充足されていない場合、(II)発行会社が本要項第2項(1)イに従って障害現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は(III)社債権者に通知がなされている場合には、本(c)により債務不履行事由が発生することはないものとする。

- (d) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (e) かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件により、発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で早期償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が隨時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は隨時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。
この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

前記にかかわらず、発行会社又は計算代理人が本社債に関連する事由の発生に伴う調整又は償還について公告せず、又は通知を行わなかった場合でも、かかる調整又は償還の有効性又は効力に影響を及ぼすものではない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自分が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げる事、(v)決済金額若しくは

受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は隨時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧洲の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g) ((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き) 無記名式確定社債券に関して、EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧洲連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかつた場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合

又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本第12項が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イギリンド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イギリンドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「受渡障害事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、

ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。

「観察期間」とは、
2015年12月1日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。

「関連会社」とは、
ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「関連決済システム」とは、
ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「関連決済日」とは、
予定取引日及び決済システム営業日をいう。

「期限前償還額」とは、
本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しく行使日まで償還されなかつたと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しく行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関する控除を反映するために当該金額を調整することができます。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「決済システム営業日」とは、
関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「決済済み証券」とは、	関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。
「決済通貨」とは、	円貨をいう。
「公開買付」とは、	法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満(計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。)を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ(テイクオーバー・オファー)、株式公開買付の申入れ(テンダー・オファー)若しくは株式交換の申入れ(エクスチェンジ・オファー)又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。
「行使価格」とは、	当初価格の100.00%に相当する円貨額(小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。
「国有化」とは、	対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「障害現金決済価格」とは、	本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額(受領可能資産を構成する参照資産の全部ではなく一部が本要項第2項(1)イ及び／又は第3項(2)に基づいて適式に交付済みである場合、当該参照資産の価額を考慮に入る。)をいう。かかる金額は、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、適式に交付されている受領可能資産を構成する参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数(金利、また適用ある場合には外国為替レート等)、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しく行使日まで償還されなかつたと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しく行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。
「障害現金決済日」とは、	障害現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。
「最終価格」とは、	最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、

満期日の5予定取引日前の日をいう。

「先物又はオプション取引所」とは、

対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。

「市場障害事由」とは、

以下の事由が発生又は存在していることをいう。

- ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害
- ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害
- ③ 早期終了
- ④ 対象株式に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由

「支払不能」とは、

対象株式発行会社の任意若しくは強制の清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。

「支払不能の届出」とは、

支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場又は取引されないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場又は再取引されない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワント、債務証書又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、

当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。

- ⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、

早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、

当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

2016年3月1日の利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、

対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：6988.T）。

「対象株式発行会社」とは、

日東電工株式会社をいう。

「単元株数」とは、

100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

2015年12月1日（以下「当初価格決定日」という。）現在の株価終値をいう。

「取引障害」とは、

本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他の取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「評価時刻」とは、	(i) 市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、評価される各対象株式に関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。(ii) その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって対象株式の公式の終値が公表される時刻をいう。
「評価日」とは、	① 当初価格の決定に関しては当初価格決定日、② 利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③ 早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④ 満期償還額又は最終現物償還受領可能資産の決定に関しては、(ノックイン事由が発生した場合における最終価格については) 最終評価日及び(ノックイン事由が発生しているか否かの決定については) 観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。
「ヘッジ障害」とは、	発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。
「法の変更」とは、	本社債の約定日（2015年11月4日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税

務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となつたか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、

障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであつた元の日をいう。

「利率判定水準」とは、

当初価格の85.00% (小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

「利率判定評価日」とは、

関連する利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引(購入、譲渡及び／又は償還を含む)、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、

又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

以下において、本件貯蓄指令とは、貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）をいう。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英國法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英國の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(d) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英國の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英國歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英國歳入税関庁は、本社債から生じた支払を受ける（又は受ける権利を有する）者、（別の者から受領したか又は別の者を代理して）かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して本社債の取引（本社債の発行を含む。）を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、本社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び本社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英國歳入税関庁が取得可能な情報には、本社債の実質所有者の詳細、本社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細（及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分）、本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英國歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

投資家においては、本件貯蓄指令に関する下記の開示も参照されたい。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英國の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すこと。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(iii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参考して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英國の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 欧州連合の租税

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令（以下「本件貯蓄指令」という。）

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件貯蓄指令」という。）に基づき、各加盟国は、その法域の者が他の加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して行ったか又はそれらの者のために回収した利息及びこれに類する所得の支払（以下「貯蓄所得」という。）について、その詳細をかかる他の加盟国の税務当局に提供することを要求されている（なお、かかる目的において、本社債に対する利息の支払は貯蓄所得に該当する。）。但し、移行期間中、オーストリアは、この要件に代えて、かかる支払に関して源泉徴収制度を適用し、漸次的に35%まで上昇する税率で税金を控除する。移行期間は、特定のEU非加盟国がかかる支払に関する情報交換に合意した後、最初の完全な財政年度の終了時に終了する。

スイスを含む複数のEU非加盟国、及び特定の加盟国の特定の属領又は自治領は、その法域の者が加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して支払った貯蓄所得に関して類似の措置（情報の提供又は経過措置としての源泉徴収（スイスの場合は源泉徴収制度））を採用し、実施している。

また、加盟国は、かかる特定のEU非加盟国及び特定の加盟国の属領又は自治領との間で、加盟国の者が特定の属領若しくは自治領又はEU非加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して支払った貯蓄所得に関する相互協定を締結している。

個人の本社債権者は、源泉徴収に関する協定を採用している加盟国又は属領若しくは自治領から貯蓄所得の支払を受けた場合、税金の源泉徴収を受けないことを選択することができる場合がある。正式な要件は、法域によって若干異なる可能性がある。一般的には、各法域は、個人の本社債権者に対し、特定の情報（納税者番号等）を作成し、本国の税務当局への、支払の詳細その他の情報の送信に同意することを要求している。他の税務当局が必要な情報を全て受領することを条件として、かかる支払は、欧州理事会指令（2003/48/EC）又は属領若しくは自治領における同指令に準拠する関連法に基づく源泉徴収を免れる。

本社債の見込み所持人においては、2014年3月24日付で、欧州理事会により、本件貯蓄指令の改正版（以下「改正指令」という。）が採択されたことに留意されたい。これは、現行の本件貯蓄指令の抜け穴を埋めることを意図したものである。改正指令は、2016年1月1日までに加盟国において導入されなければならず、2017年1月1日から適用される予定であり、改正指令により、貯蓄指令の対象範囲が、(i) EU居住者である個人の最終的な利益のために、特定の仲介組織（加盟国において設立されたか否かを問わない。）を通じて行われる支払、及び(ii) 利息に類するより広範な所得へと拡大される。

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、G20から、G20が2013年に承認した金融口座情報の自動的交換に関する世界的な単一基準を推進するために必要な専門的作業を委任されている。OECDは、各政府に対し、自国の金融機関から詳細な口座情報を取得し、それを年間ベースで他の法域と自動的に交換するよう要求する、「金融口座情報に関する税務における自動的な情報交換についての世界基準」（Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters）（以下「共通報告基準」という。）の完全版を公表した。2014年12月9日、EU経済・財務相理事会は、共通報告基準を実質的に組み込んだ、（租税の分野における義務的な自動的情報交換に関する）改正行政協力に関する理事会指令（Council Directive on Administrative Cooperation）（2011/16/EU）（以下「DAC」という。）を正式に採択した。EU加盟国は、2015年12月31日までに、DACを遵守するために必要な法規制及び行政上の規定を探択し、公布することを求められている。EU加盟国はまた、2016年1月1日からかかる規定を適用し、2017年9月末までに自動的情報交換を開始しなければならない。

そのため、欧州委員会は、オーストリアについては2017年1月1日、その他全ての加盟国については2016年1月1日までに、EU貯蓄指令を廃止する（但し、当該日より前に行われた支払いに関連する情報の報告及び交換、並びにかかる支払いに対する源泉徴収税の会計処理等、行政上の義務を履行する現行の要件に引き続き従わなければならない。）ことを提案した。これは、本件貯蓄指令とDAC（欧州理事会指令（2014/107/EU）による改正を含む。）との

重複を避けるためである。また、かかる提案は、それが実施された場合、加盟国は改正指令の新たな要件を適用することを要求されなくなると定めている。

金融取引税（以下「FTT」という。）案

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a) 参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b) 取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかつた場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。また、将来、日本の税務当局が本社債の性質に関する取扱いを新たに取り決め、又は日本の税務当局が日本の税法について従前と異なる解釈をするなどした結果、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者においては、当該源泉税の徵収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本の税法上申告分離課税の対象となる。

日本国居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。また、内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

本社債の償還が対象株式（端数株の調整金等が現金で支払われる場合にはこれを含む。）によってなされる場合、交付期日における対象株式の本取引所の株価終値（新金融商品会計適用法人については、対象株式による償還が確定した日（本社債の場合、評価日）における同終値（＝対象株式の取得価額））に交付される株式数を乗じて計算

される金額及び（もしあれば）残余現金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は償還差益として取り扱われる。償還差益が日本国の居住者に帰属する場合の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、償還差益は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。また、償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

対象株式による償還の場合で、当該株式及び（もしあれば）残余現金額の時価が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上は償還差損は課税上ないものとみなされる。内国法人の場合は、償還差損は損金の額として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の償還が対象株式によってなされる場合、原則として、租税特別措置法通達（所得税関係）37の10-9の3のとおり、償還の日における対象株式の株価終値が対象株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適當か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、最終現物償還受領可能資産の交付をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2016年3月1日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年6月1日以降の各利払日については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場障害事由又は受渡障害事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ノックイン判定水準、早期償還判定水準、利率判定水準及び／又は対象株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が最終現物償還受領可能資産の交付によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出入人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出入人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出入人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポートジャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポートジャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 3. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(発行会社のような) バークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRDは、金融機関の破綻が広範囲の経済システム及び金融システムに及ぼす影響を最小化する一方で、金融機関の重要な金融機能及び経済機能の継続性を確保するため、

EEAの全ての加盟諸国に対し、その破綻処理当局が健全性に問題のある又は破綻している金融機関に早期かつ迅速に十分な介入を行うためのツールを提供するよう義務付けている。英国では、BRRDが定める大多数の要求は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英國銀行法」）によって国内法となっている。英国でのBRRDの施行は、2015年1月1日時点におけるペイルイン・ツールの導入を含むものである。ペイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英國の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。英国は、特にTLACに関する主要指針を国際的に調整するためのFSBによる今後の進展があるまで、MREL制度の導入を保留している。下記の「自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）」の項目を参照のこと。

英國銀行法に基づき、多数の英國当局には、英國の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英國銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英國財務省）には、PRA、FCA及び英國財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英國の銀行及びその一定の関連会社（例えばバークレイズ・ピーエルシーを含む。）（それぞれが該当する事業体である。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英國の破綻処理当局が確信する状況において、英國の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。SRRに基づき英國の破綻処理当局が採用することができる安定化に関するオプションには、以下に掲げるものが備わっている。

- (i) 該当する事業体の事業の全部又は一部の民間部門への譲渡、
- (ii) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、
- (iii) 資産管理機関への譲渡、
- (iv) ペイルイン・ツール、及び
- (v) 該当する事業体の一時的な国有化

これらの安定化に関するオプションは、1つ又は複数の「安定化に関する権限」の行使を通じて実現される。かかる権限には、(i)株式の譲渡を命じる権限（この命令に従い、該当する事業体が発行した有価証券の全部又は一部がその購入を業とする者、承継銀行又は（特定の該当する事業体の場合）英國政府に譲渡される可能性がある。）(ii)ペイルイン・ツールの行使を含む破綻処理権限、(iii)該当する事業体の財産、権利及び債務の全部又は一部をその購入を業とする者又はイングランド銀行に譲渡させる権限、並びに(iv)EEA国外の国（第三国）の法律に基づく類似の特別破綻処理措置の効力を承認する第三国（第三国）の権限が含まれる。株式譲渡の命令は、該当する事業体が発行する株式及び債券並びにそれらの株式及び債券を対象とするワラントを含む広範な有価証券に及ぶ可能性があり、そのため本社債に適用される可能性がある。また、英國銀行法に基づき、英國の破綻処理当局には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英國銀行法に基づく権限を有効に行使することができるよう（場合によっては遡及的効力をもって）英國の法律を適用しない若しくは修正する権限を付与されている。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英國の破綻処理当局による破綻処理権限の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定

されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。したがって、英国の破綻処理当局が (i) (発行会社のような) 英国の銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性が高いと確信し、(ii) 英国の銀行若しくは投資会社による対策又は英国の銀行若しくは投資会社に関してなされる対策によって上記(i)の条件を満たさなくなることは合理的に可能性が低いと判断し(但し、安定化に関する権限は考慮しないものとする。)、(iii)一定の公共の利益(特別破綻処理の目的の一部である、英国の金融システムの安定化、英国銀行制度に対する国民の信頼及び預金者の保護等)を考慮して、安定化に関する権限の行使が必要であると判断し、また、(iv)英国の銀行又は投資会社の清算によっては特別破綻処理の目的を同程度に達成することはできないと判断した場合、安定化に関するオプションが行使される可能性がある。英国の破綻処理当局は、(発行会社のような) 英国の銀行グループ会社に関してその権限を行使しようとする場合には、(A)同じ銀行グループに属する英国の銀行又は投資会社に関して、上記(i)乃至(iv)の条件が満たされること(又は、同じ銀行グループに属するEEA国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社に関して、かかるEEA国若しくは第三国の破綻処理当局が、その法域において適用ある破綻処理の条件が満たされると確信すること)、及び(B)かかる英国の銀行グループ会社に関する権限の行使が公共の利益を考慮して必要であること等の一定の基準が満たされることを確信しなければならない。安定化に関する他の権限を採用する場合には、さらに、採用される安定化に関する権限によって異なる「特別条件」に従う。

2015年5月26日、欧州銀行監督局(「EBA」)は、金融機関が監督当局及び破綻処理当局によって「破綻している、あるいは破綻すると思われる(failing or likely to fail)」と見なされる条件に関する最終ガイドラインを公表した。このガイドラインは、2016年1月1日より適用される予定である。このガイドラインは、監督当局及び破綻処理当局がかかる決定を行うに当たって適用すべき客観的な判断要素及び基準を定めたものであり、さらに、こうした状況において監督当局と破綻処理当局との間で行う協議及び情報交換の方法についての指針も与えている。

英國銀行法は上記の破綻処理権限を行使するための上記の条件について規定しており、またEBAの上記ガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻すると思われるか否かの決定における客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はバークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、バークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

英国の破綻処理当局は、(i)通常の破産手続における債権の優先順位を尊重し、かつ、(ii)該当する事業体の株主及び債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けない方法(いわゆる「清算価値保障」)で株主及び無担保債権者(本社債の保有者を含む。)に損失を分配することによって破綻処理の対象となっている金融機関の資本再構成を実行できるようにするため、ベイルイン・ツールを行使することができる。保証の対象となっている範囲の債務等の一定の債務は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。また、英國銀行法に基づき、英國の破

綻処理当局には、規定された一定の理由（財政の安定に関する理由を含む。）により、かつ、特定の条件に従い、任意の債務又は債務の種類を除外する権限が付与されている。

ペイルイン・ツールには、破綻処理中の銀行の債務の削減又は繰延べを目的として、債務免除又は契約条件の変更を行う権限と、債務を別の形式又は種類に転換する権限が含まれる。当該権限の行使によって、本社債について支払うべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは発行会社又はその他の者の株式又はその他の証券若しくはその他の債務に転換される場合がある（本社債の要項の変更によって行われる場合も含まれる。）が、いずれの場合においても、英国の破綻処理当局による当該権限の行使を実行するために行われるものである。

SRRに基づく介入及びペイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。

破綻処理権限の行使（発行会社及び本社債に関するペイルイン・ツールの行使及び当該行使の提案を含む。）は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のような）他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の一つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英國倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社の他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン権限が英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等の他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

自己資本及び適格債務の最低基準（「MREL」）

ペイルイン・ツール及びその他の破綻処理ツールの実効性を補助するため、BRRDは、全ての金融機関が個別のMREL要件を満たすことを要求している。これは、全ての債務及び自己資本の割合として計算され、破綻処理当局によって定められる。MRELに含むことが認められる項目には、金融機関の自己資本及び「適格債務」が含まれる。英国はMREL制度の導入を2016年1月1日まで延期することを選択した。

EBA及び欧州委員会は、MRELを決定するための基準、計算方法及び関連する法案を策定しなければならない。EBAは一定の提案について協議を行ったが、これらは草稿段階のもので今後修正される可能性があるため、MREL要件が各金融機関に及ぼす詳細な影響は、最終的な法案が可決されるまで不明確なまとなる。また、FSBがグローバルなシステム上重要な銀行（「G-SIBs」）（2014年11月にFSBが公表したG-SIBsの最新一覧表によれば、バークレイズも含まれる。）に関するTLACの国際的な新基準について2014年11月に公表した提案が、当局によるMREL体制の導入方法に影響を与えるかも不明である。

法案は引き続き検討段階にあるため、発行会社又はバークレイズ・グループが負うこととなる義務の最終的な範囲とその内容を予想することはできず、これらが導入された場合に、発行会社又はバークレイズ・グループに与える影響を予想することもできない。仮にFSB及びEBAの提案が現在の形で実施されることとなった場合には、発行会社及び／又はバークレイズ・グループのその他のメンバーは、所定の期間内に新たな要件を満たすためにMREL適格債務を発行し、かつ／又はバークレイズ・グループ内における自己資本及び資金調達の額及び種類を変更しなければならなくなる可能性がある。市場障害が生じている期間、又はバークレイズ・グループが必要とする資金調達の種類について激しい競争がある場合には、MREL目標達成のためにバークレイズ・グループがMREL適格債務を増加させるための条件がより困難かつ／又は高コストになる可能性がある。さらに、一般的には、これらの提案はバークレイズ・グループのコストを増加させる可能性があり、また資産の売却及び／又はその他の総資産圧縮につながる可能性がある。これらの提案は全て、バークレイズ・グループの業績、財務状態及び将来の見通しに悪影響を与える可能性があり、その結果、本社債の価値に悪影響を与える可能性がある。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化し、数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。特に、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチは、2015年に銀行の格付（発行会社及びバークレイズ・ピーエルシーを含む。）に適用される修正格付方法をそれぞれ公表し、その結果、発行会社の格付及びバークレイズ・ピーエルシーの格付に対して信用格付措置が取られた。発行会社又はバークレイズ・ピーエルシーの格付に対する格付方法や格付措置は、信用格付機関によって、将来さらに修正される可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2014年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

平成27年5月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2015年度中（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

平成27年9月30日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月13日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月9日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年8月13日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

日東電工株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

日東電工株式会社

大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号

(2) 理由

日東電工株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は最終現物償還受領可能資産の交付により償還される。さらに、本社債に関して、2016年3月1日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率及び本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出し、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に關しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式

発行済株式数（平成27年11月6日現在）： 173,758,428株

上場金融商品取引所名又は 東京証券取引所（市場第一部）

登録認可金融商品取引業協会名：

内容： 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。

単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

平成27年6月19日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第151期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

平成27年11月6日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月19日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

二. 訂正報告書

上記ハ. (a)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成27年8月3日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日東電工株式会社 本店	大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号
日東電工株式会社 東京支店	東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー
日東電工株式会社 名古屋支店	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指數等の情報】

該当なし。

「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター¹
マーク・マーソン

- 1 当社は 1 年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成 27 年 8 月 4 日）以前 5 年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が 100 億円以上あります。

(参考)

(平成 26 年 6 月 24 日（発行日）の募集)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第 6 回円貨社債(2014)
券面総額又は振替社債の総額

150 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

2015年10月29日、バークレイズ・ピーエルシーは2015年度第3四半期決算報告書を発表しました。以下は同文書からの抜粋です。

以下において、「バークレイズ」または「当グループ」とはバークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいいます。バークレイズ・バンク・ピーエルシーはバークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、バークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとバークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはバークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。バークレイズ・バンク・ピーエルシーとバークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は、バークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることと、それにより両社の資金調達の構造が異なることによって生じるものです。

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2015 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の数値と 2014 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2015 年 9 月 30 日現在の数値と 2015 年 6 月 30 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドルを表します。

2014 年度第 2 四半期より前の比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2014 年 7 月 10 日の英文プレスリリースに記載されており、www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports からご確認いただけます。

本書中の「外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金」は、「外国為替に関連するものを含む、特定の当局が関与する進行中の調査および訴訟の一部に関して計上している引当金」を意味します。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、のれんの減損、英国顧客への補償に係る引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、スペインおよびポルトガル事業の売却に関連する損失、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正、ならびに確定退職給付負債の一部に係る評価益です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.barclays.com/results からご確認いただけます。

2015 年 10 月 28 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2014 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関する要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、www.barclays.com/investorrelations および SEC のウェブサイト www.sec.gov からも入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用および引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではない他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすことがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスパートの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1 もしくは 1 以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、将来に関する記述に記載された計画、目標および見込みとは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループの SEC への提出物(当グループの 2014 年 12 月 31 日に終了した事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含むが、これに限らない)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私たちの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務は負いません。

業績ハイライト

グループ執行役会長のご挨拶

本日発表した決算は、コア事業が成長した四半期になったこととともに、我々が取り組んでいる変革の効果が一部早期に表れ始めていることを示しています。

ジェス・ステイリー氏がグループの最高経営責任者として予想よりも早く12月1日に就任することを嬉しく思っており、近い将来取締役を辞任するサー・マイク・レイク氏に代わる上席社外取締役兼副会長の任命も最終段階を迎えています。

コア事業(部門と市場)への集中、株主価値の創出、強い倫理観を伴った高いパフォーマンス文化の浸透という3つの優先事項に沿ってステイリー氏と議論を経て合意した今後の課題に取り組んでいきます。

構造改革に関する計画については、監督機関の承認が得られた後、皆様に公表する予定です。

新CEOを迎えることが出来たことを受け、将来の方向性について年度末決算発表時に更に最新情報をご提供する予定です。

グループ執行役会長 ジョン・マクファーレン

- 2015年9月30日に終了した9ヵ月間のグループの調整後税引前利益はコア部門の全事業の改善を反映し、4%増加し、51億5,600万ポンドとなりました。グループの調整後平均株主資本利益率は7.1%に上昇しました(2014年:6.3%)。
- 戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を受け、グループの調整後営業費用合計は5%減少し、124億6,500万ポンドとなり、目標達成費用を除く営業費用は4%減少し、119億2,600万ポンドとなりました。
- コア部門の税引前利益は収益の増加とコストの減少を受け、7%改善し、60億500万ポンドとなりました。一方で平均割当株主資本も60億ポンド増加し470億ポンドとなったことにより、コア部門の平均株主資本利益率は10.5%となりました(2014年:10.5%)。
- ノンコア部門の資産圧縮は一段と進展し、リスク調整後資産は550億ポンドに減少しました(2015年6月30日:570億ポンド)。先に発表した2015年度第3四半期のポルトガルのリテール事業の売却が2016年度第1四半期に完了すると、ノンコア部門のリスク調整後資産はさらに17億ポンド減少する見通しです。期末割当株主資本は90億ポンドに減少しました。
- CRD IV完全施行ベースの普通株式Tier 1(CET1)資本比率は11.1%となり(2015年6月30日:11.1%)、レバレッジ比率は4.2%に上昇し(2015年6月30日:4.1%)、グループの資本基盤およびレバレッジ面の指標は2016年目標を引き続き上回りました。
- 1株当たりの正味有形資産価額は当期の利益創出と剰余金の変動の好影響を受け、289ペンスに増加しました(2015年6月30日:279ペンス)。
- 法定税引前利益は7%増加し、39億7,500万ポンドとなりました。調整項目が11億8,100万ポンドの純損失(2014年:12億1,700万ポンド)となったことを反映しています。

2015年度第3四半期の重要な調整項目:

- 2件の住宅モーゲージ担保証券請求に関するNational Credit Union Administration(全国信用組合管理局)との和解および過去のベンチマーク設定に関する特定の訴訟の和解に係る引当金2億7,000万ポンドの追加繰入れを2015年度第3四半期に実施しました。これにより外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金の2015年の追加繰入額合計は10億7,000万ポンドとなりました(2014年:5億ポンド)。
- 2005年から2012年に実施した外国為替取引において特定の顧客に提供した金利についての社内での見直しの結果を受け、英國顧客への補償に係る引当金2億9,000万ポンドを2015年度第3四半期に追加計上しました。これにより2015年の英國顧客への補償に係る引当金繰入額合計は13億2,200万ポンドとなりました(2014年:9億1,000万ポンド)。2015年度第3四半期においてPPIに係る補償引当金の追加繰入額の計上はありませんでした。
- 先に発表したノンコア部門のポルトガルのリテール事業売却に係る2億100万ポンドの損失を2015年度第3四半期に計上しました。売却は2016年度第1四半期に完了する予定です。これは、2015年度上半期に計上したスペイン事業の売却に係る1億1,800万ポンドの損失とともに表示されています。

業績ハイライト

当グループの業績(9カ月)

	調整後			法定		
	2015年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	2014年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)	2015年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	2014年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	19,090	19,710	(3)	20,191	20,267	-
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,468)	(1,595)	8	(1,468)	(1,595)	8
営業収益純額	17,622	18,115	(3)	18,723	18,672	-
営業費用	(11,654)	(12,051)	3	(11,228)	(12,051)	7
訴訟および特定行為	(272)	(309)	12	(2,664)	(1,719)	(55)
目標達成費用を除く営業費用	(11,926)	(12,360)	4	(13,892)	(13,770)	(1)
目標達成費用	(539)	(826)	35	(539)	(826)	35
営業費用合計	(12,465)	(13,186)	5	(14,431)	(14,596)	1
その他の(費用)／収益純額	(1)	10		(317)	(354)	10
税引前利益	5,156	4,939	4	3,975	3,722	7
税金 ¹	(1,481)	(1,630)	9	(1,214)	(1,496)	19
税引後利益	3,675	3,309	11	2,761	2,226	24
非支配持分	(495)	(551)	10	(495)	(551)	10
その他株主持分 ²	(238)	(170)	(40)	(238)	(170)	(40)
株主帰属利益	2,942	2,588	14	2,028	1,505	35

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	8.3%	7.4%	5.8%	4.4%
平均割当有形株主資本	480 億ポンド	470 億ポンド	480 億ポンド	470 億ポンド
平均株主資本利益率 ²	7.1%	6.3%	5.0%	3.8%
平均株主資本	560 億ポンド	550 億ポンド	560 億ポンド	540 億ポンド
収益に対する費用の比率	65%	67%	71%	72%
貸倒率(ベース・ポイント)	40	43	40	43

基本的1株当たり利益²

1株当たりの正味有形資産価額	17.9 ペンス	16.1 ペンス	12.4 ペンス	9.4 ペンス
1株当たり配当金	3.0 ペンス	3.0 ペンス	3.0 ペンス	3.0 ペンス

貸借対照表およびレバレッジ

	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在
1株当たりの正味有形資産価額	289 ペンス	279 ペンス
1株当たりの純資産価額	337 ペンス	328 ペンス
レバレッジ・エクスポージャー	11,410 億ポンド	11,390 億ポンド

資本管理

CRD IV 完全施行ベース	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在
普通株式 Tier 1 比率	11.1%	11.1%
普通株式 Tier 1 資本	424 億ポンド	420 億ポンド
Tier 1 資本	479 億ポンド	465 億ポンド
リスク調整後資産	3,820 億ポンド	3,770 億ポンド
レバレッジ比率	4.2%	4.1%

資金調達および流動性

	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在
グループ余剰流動性	1,420 億ポンド	1,450 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率	118%	121%
預貸率 ³	88%	88%

調整後利益の分析(9カ月)

調整後税引前利益	2015年 9月30日に 終了した9カ月間	2014年 9月30日に 終了した9カ月間
当グループ自身の信用度に関する利益	5,156	4,939
米国リーマン買収資産に係る利益	605	96
確定退職給付負債の一部に係る評価益	496	461
英國顧客への補償に係る引当金	429	-
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	(1,322)	(910)
スペインおよびポルトガル事業の売却に係る損失	(1,070)	(500)
法定税引前利益	3,975	3,722

1 2015 年度第 3 四半期通期の実効税率は、一過的な重要事項の影響を調整した通年の予想税率を適用しています。こうした重要事項にかかる税金の影響はそれらが発生した期間に認識されます。重要事項には調整項目や英国銀行税などが含まれます。

2 その他の株主に帰属する税引後利益 2 億 3,800 万ポンド(2014 年度第 3 四半期: 1 億 7,000 万ポンド)は剩余金に計上する税額控除 4,800 万ポンド(2014 年度第 3 四半期: 3,600 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 1 億 9,000 万ポンド(2014 年度第 3 四半期: 1 億 3,400 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

3 預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バクレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの業績 (9カ月)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア				
	2015年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)		2014年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)	2015年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)		2014年 9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
	保険金控除後の収益合計	19,042	18,682	2	48	1,028	(95)	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,406)	(1,429)	2	(62)	(166)	63		
営業収益純額／(費用)	17,636	17,253	2	(14)	862			
営業費用	(10,985)	(10,870)	(1)	(669)	(1,181)	43		
訴訟および特定行為	(153)	(194)	21	(119)	(115)	(3)		
目標達成費用	(494)	(655)	25	(45)	(171)	74		
営業費用合計	(11,632)	(11,719)	1	(833)	(1,467)	43		
その他の収益／(費用)純額	1	53	(98)	(2)	(43)	95		
税引前利益／(損失)	6,005	5,587	7	(849)	(648)	(31)		
税金(費用)／還付	(1,693)	(1,774)	5	212	144	47		
税引後利益／(損失)	4,312	3,813	13	(637)	(504)	(26)		
非支配持分	(448)	(458)	2	(47)	(93)	49		
その他株主持分	(192)	(129)	(49)	(46)	(41)	(12)		
株主帰属利益／(損失)	3,672	3,226	14	(730)	(638)	(14)		
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率 ¹	12.7%	12.8%		(4.4%)	(5.4%)			
平均割当有形株主資本	390 億ポンド	340 億ポンド		90 億ポンド	140 億ポンド			
平均株主資本利益率 ¹	10.5%	10.5%		(3.4%)	(4.2%)			
平均割当株主資本	470 億ポンド	410 億ポンド		90 億ポンド	140 億ポンド			
期末割当株主資本	480 億ポンド	440 億ポンド		90 億ポンド	120 億ポンド			
収益に対する費用の比率	61%	63%		n/m	n/m			
貸倒率(ベース・ポイント)	43	45		13	40			
基本的1株当たり利益への寄与	22.3 ペンス	20.0 ペンス		(4.4)ペニス	(3.9)ペニス			
資本管理	2015年 9月30日現在		2015年 6月30日現在	2015年 9月30日現在		2015年 6月30日現在		
	リスク調整後資産	3,270 億ポンド	3,200 億ポンド	550 億ポンド	570 億ポンド			
レバレッジ・エクスポージャー	9,890 億ポンド	9,730 億ポンド	1,520 億ポンド	1,660 億ポンド				
事業部門別収益								
事業部門別収益	2015年9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)			2014年9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)			増減率 (%)	
	パーソナル・アンド・コーポレート・バンкиング	6,564		6,597			(1)	
パークレイカード	3,649		3,247				12	
アフリカ・バンкиング	2,719		2,701				1	
インベストメント・バンク	6,110		5,922				3	
本社	-		215					
パークレイズ・コア	19,042		18,682				2	
パークレイズ・ノンコア	48		1,028				(95)	
パークレイズ・グループ調整後収益合計	19,090		19,710				(3)	
事業部門別税引前利益／(損失)								
事業部門別税引前利益／(損失)	2015年9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)			2014年9月30日に 終了した9カ月間 (百万ポンド)			増減率 (%)	
	パーソナル・アンド・コーポレート・バンкиング	2,383		2,257			6	
パークレイカード	1,303		1,126				16	
アフリカ・バンкиング	791		756				5	
インベストメント・バンク	1,757		1,342				31	
本社	(229)		106					
パークレイズ・コア	6,005		5,587				7	
パークレイズ・ノンコア	(849)		(648)				(31)	
パークレイズ・グループ調整後税引前利益	5,156		4,939				4	

¹ パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、当グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利率とパークレイズ・コアの利率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

グループ財務担当取締役のレビュー

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益はコア部門の全事業が改善したことと収益が費用以上に伸びたことを反映し、4%増加し、51 億 5,600 万ポンドとなりました。
- 調整後収益は 3%減少し、190 億 9,000 万ポンドとなりました。コア部門収益が 2%増加し、190 億 4,200 万ポンドとなったことで一部相殺されたものの、ノンコア部門収益が 9 億 8,000 万ポンド減少し、4,800 万ポンドとなったためです。
- 信用に関する減損費用は 8%減少し、14 億 6,800 万ポンドとなり、貸倒率は 3 ベース・ポイント改善し、40 ベース・ポイントとなりました。
 - 信用に関する減損費用は 2015 年 9 月 30 日までの 9 カ月間のコモディティ・セクターの顧客に関連する 7,500 万ポンドを下回る費用を含んでいます。
- 調整後営業費用合計は 5%減少して、124 億 6,500 万ポンドとなりました。これは、特にノンコア、インベストメント・バンク、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)各部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果、目標達成費用の 5 億 3,900 万ポンドへの減少(2014 年:8 億 2,600 万ポンド)、訴訟および特定行為に係る費用の 2 億 7,200 万ポンドへの減少(2014 年:3 億 900 万ポンド)によるものです。
- 法定税引前利益は 39 億 7,500 万ポンドとなりました(2014 年:37 億 2,200 万ポンド)。これには、当グループ自身の信用度に関連する利益 6 億 500 万ポンド(2014 年:9,600 万ポンド)、米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンド(2014 年:4 億 6,100 万ポンド)、確定退職給付負債の一部に係る評価益 4 億 2,900 万ポンド(2014 年:ゼロポンド)、英国顧客への補償に係る追加引当金繰入額 13 億 2,200 万ポンド(2014 年:9 億 1,000 万ポンド)、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る追加引当金繰入額 10 億 7,000 万ポンド(2014 年:5 億ポンド)、スペインおよびポルトガル事業の売却に係る損失 3 億 1,900 万ポンド(2014 年:3 億 6,400 万ポンド)が含まれています。
- 調整後税引前利益の実効税率は 28.7%に低下しました(2014 年:33.0%)。法定税引前利益の実効税率は 30.5%に低下しました(2014 年:40.2%)。調整項目や英國銀行税など、一過的な重要事項の影響を調整した通年の予想税率を適用していることによるものです。これらの影響はそれぞれの事項が発生した期間に認識されます。法定税引前利益の実効税率の低下は 2014 年のスペイン事業の売却に係る控除不能な資産減損費用も反映しています。
- 調整後株主帰属利益は 29 億 4,200 万ポンドとなり(2014 年:25 億 8,800 万ポンド)、その結果、調整後平均株主資本利益率は 7.1%となりました(2014 年:6.3%)。

コア部門の業績

- 税引前利益は 7%増加し、60 億 500 万ポンドとなりました。本社の税引前損失 2 億 2,900 万ポンド(2014 年:1 億 600 万ポンドの利益)で一部相殺されたものの、コア部門の全事業で改善しました。
 - 特にインベストメント・バンク部門とバーカレイカード部門の税引前利益が大きく伸び、それぞれ 31%増の 17 億 5,700 万ポンド、16%増の 13 億 300 万ポンドとなりました。
 - PCB 部門の税引前利益は、米国ウェルス事業の売却に係る損失および米国ウェルス事業顧客への補償の影響を除くと 14%改善し、25 億 6,800 万ポンドとなりました。
- 収益は 2%増加し、190 億 4,200 万ポンドとなりました。
 - バーカレイカード部門の収益は 12%増加し、36 億 4,900 万ポンドとなりました。収益性を伴う資産拡大に注力し続けたことで、米国カードおよびビジネス・ソリューションズ事業の収益を伸ばしたこと反映しています。
 - インベストメント・バンク部門の収益は 3%増加し、61 億 1,000 万ポンドとなりました。金利および為替商品の増収によるマクロの 9%の改善、アドバイザリー手数料および債券引受手数料と貸付収益の増加を受けたバンキング収益の 6%の増加、株式デリバティブの増収による株式収益の 4%の増加を反映しています。クレジット収益は、クレジット・ロー・トレーディングの増収があったものの、ディストレス・クレジットおよび証券化商品の減収により 11%減少しました。
 - アフリカ・バンキング部門の収益は 1%増加し、27 億 1,900 万ポンドとなりました。恒常通貨ベース¹の収益は、南アフリカのリテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)事業および南アフリカ以外の地域における堅実な増収を反映し、6%増加しました。
 - PCB 部門の収益は 1%減少し、65 億 6,400 万ポンドとなりました。米国ウェルス事業の減収の影響を除くと、PCB 部門は 1%の増収でした。同事業の売却は 2015 年度第 4 四半期に完了すると見込んでいます。コーポレート事業は残高の伸びと預金の利ざやの改善を受けて 5%の増収でしたが、パーソナル事業はモーゲージの利ざやに対する圧力と手数料収入の減少により 3%の減収となりました。
 - PCB、バーカレイカード、アフリカ・バンキング各部門の利息収入純額はバーカレイカードにおける利ざやの改善、バーカレイカードおよび PCB において取引量が伸びたことから、6%増加し 89 億 8,400 万ポンドとなりました。純利ざやは 8 ベース・ポイント上昇し、4.17%となりました。
 - 本社の収益は減少し、ゼロポンドとなりました(2014 年:2 億 1,500 万ポンド)。2014 年はグループ子会社の再編に伴う外國為替組替調整による純益および負債管理策に伴う利益を計上しましたが、当期はこれらが発生しなかつたためです。
- 信用に関する減損費用は 2%減少し、14 億 600 万ポンドとなりました。英國の経済環境の改善を背景に債務不履行率と費用が低下したことで PCB 部門の減損が 28%改善したことが主な要因です。

¹ 恒常通貨ベースの数字は、南アフリカランド建の業績を 2015 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月間の平均為替レートで英ポンドに換算したものです。

グループ財務担当取締役のレビュー

- ・ 営業費用合計は1%減少し、116億3,200万ポンドとなりました。主にインベストメント・バンク部門およびPCB部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果と目標達成費用の4億9,400万ポンドへの減少(2014年:6億5,500万ポンド)を反映しています。これは、事業拡大に向けた持続的な投資や5,500万ポンドの資産償却および特定のマーケティング費用などの一過的な項目が再発生しなかったことを主因にバーカレイカードの営業費用合計が14%増加したことで一部相殺されました。本社費用も主に構造改革の実施に伴う費用から1億2,700万ポンド増加し、2億3,300万ポンドとなりました。
- ・ 株主帰属利益は14%増加し、36億7,200万ポンドとなり、一方、平均割当株主資本はノンコア部門の資本の再分配に伴い60億ポンド増加し、470億ポンドとなりました。その結果、コア部門の平均株主資本利益率は10.5%となりました(2014年:10.5%)。

ノンコア部門の業績

- ・ 税引前損失は以下を反映し、31%増加し、8億4,900万ポンドとなりました。
 - 資産および証券の圧縮、スペインおよびアラブ首長国連邦事業の売却の影響を含む事業売却、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオに関連する公正価値損失2億300万ポンド(2014年:4,100万ポンド)を受け、収益は9億8,000万ポンド減少し、4,800万ポンドとなりました。
 - 信用に関する減損費用は、主にスペイン事業の売却と欧州の債権回収の増加を反映し、6,200万ポンドに改善しました(2014年:1億6,600万ポンド)。
 - 営業費用合計は戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果、スペインおよびアラブ首長国連邦事業の売却、目標達成費用の減少を受け、43%減少し、8億3,300万ポンドとなりました。
- ・ 平均割当株主資本の90億ポンドへの50億ポンドの減少を反映し、ノンコア部門が平均株主資本利益率に与えるマイナス影響は3.4%となりました(2014年:4.2%)。期末割当株主資本は90億ポンドに減少しました。

貸借対照表、レバレッジ、資本

- ・ 資産合計は2015年6月30日と比べて3%増加し、1兆2,370億ポンドとなりました。一方、レバレッジ・エクスポージャーは1兆1,410億ポンドと横ばいでした。
 - 潜在的将来エクスポージャー(PFE)を除いた正味デリバティブ・レバレッジ・エクスポージャーは60億ポンド増加しました。これは、主要金利フォワード・カーブの動きを受け、主に貸借対照表資産が(デリバティブ負債の増加にほぼ見合う形で)380億ポンド増加して3,790億ポンドになったことが主因です。これから規制上のデリバティブ・ネットティングにより350億ポンド相殺され3,430億ポンドになりました。
 - デリバティブに係るPFEは、主に旧来からの不良ポートフォリオの持続的な圧縮と取引の圧縮および解消により、50億ポンド減少し、1,550億ポンドとなりました。
 - 証券金融取引レバレッジ・エクスポージャーはリバース・レポ取引が840億ポンドと90億ポンド減少したことを主因に60億ポンド減少しました。これは、貸借対照表のレバレッジの削減によるマッチド・ブック取引の減少を主に反映しています。
 - レバレッジ貸付金およびその他資産は70億ポンド増加し、7,100億ポンドとなりました。これはPCB部門とバーカレイカード部門におけるそれぞれ40億ポンドと30億ポンドの貸付金の増加、決済残高の20億ポンドの増加を含みますが、英ポンドに対する南アフリカランドの下落を受け、アフリカ・バンキングで20億ポンド減少したことにより一部相殺されました。
- ・ 10億ポンドの追加的Tier1(AT1)証券を発行し、完全施行ベースのTier1資本が479億ポンド(2015年6月30日:465億ポンド)に増加したことから、レバレッジ比率は4.2%に上昇しました(2015年6月30日:4.1%)。
- ・ CRD IV完全施行ベースのCET1資本比率は11.1%と横ばいでした(2015年6月30日:11.1%)。CET1資本は4億ポンド増加し424億ポンドとなりましたが、リスク調整後資産が50億ポンド増加し3,820億ポンドになったことで相殺されたためです。
 - CET1資本の増加は調整項目吸収後の利益5億ポンドによるものです。当グループ自身の信用度の影響、配当金支払額および予定配当金を調整すると、利益から生じた自己資本によって、CET1資本は3億ポンド増加しました。為替換算推移調整、年金再評価調整を含む、正味のその他適格剰余金はさらに増加しましたが、ESHLAポートフォリオの評価上の不確実性が高まったことを反映し、社内でより慎重な評価調整(PVA)をして増やしたため、規制上の控除が増加したことにより相殺されました。
 - リスク調整後資産は、ノンコア部門のリスク調整後資産が20億ポンド減少して550億ポンドになったことで一部相殺されたものの、コア部門(主にインベストメント・バンク部門およびPCB部門)のリスク調整後資産が70億ポンド増加したことにより3,270億ポンドに増加しました。
- ・ 1株当たりの純資産価額および正味有形資産価額は当期の利益計上、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金の増加、前述のその他の剰余金の良好な動きにより、それぞれ337ペンス(2015年6月30日:328ペンス)、289ペンス(2015年6月30日:279ペンス)に増加しました。

グループ財務担当取締役のレビュー

資金調達および流動性

- 当グループは 2015 年度第 3 四半期に内部および規制上の要件を上回る流動性を維持し、2015 年 9 月 30 日現在、余剰流動性は 1,420 億ポンドとなりました(2015 年 6 月 30 日:1,450 億ポンド)。流動性カバレッジ比率(LCR)は 118%となりました(2015 年 6 月 30 日:121%)。これは 220 億ポンドの余剰に相当します(2015 年 6 月 30 日:260 億ポンド)。余剰流動性が前四半期と比べて減少したのは、2015 年度上半期には信用格付機関によるソブリン・サポートの見直しおよび格付け手法の変更が資金調達に影響を与えることが予想されていたことを反映しています。
- ホールセールの資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 1,470 億ポンドでした(2015 年 6 月 30 日:1,570 億ポンド)。当グループは 2015 年度第 3 四半期に期限前償還控除後の純額で 12 億ポンドのターム無担保資金調達を実施しました。調達のうち 13 億ポンドは持株会社であるバークレイズ・ピーエルシーが発行した公募および私募シニア無担保債でした。また、当四半期中にバークレイズ・ピーエルシーは 10 億ポンドの AT1 証券を発行しました。バークレイズ・ピーエルシーが調達した資本と債務は全てバークレイズ・ピーエルシーが発行する証券と同等の格付けを有する事業会社であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する証券の引受けに充当しました。

その他の事項

- 外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金 10 億 7,000 万ポンドの追加繰入れを行いました(2014 年:5 億ポンド)。これは、2015 年度第 3 四半期の 2 件の住宅モーゲージ担保証券の請求に関連する National Credit Union Administration(全国信用組合管理局)との和解および過去のベンチマーク設定に関連する特定の訴訟の和解に係る引当金 2 億 7,000 万ポンドの追加計上額を含みます。
- 英国顧客への補償に係る引当金 13 億 2,200 万ポンドの追加繰入れを計上しました(2014 年:9 億 1,000 万ポンド)。これは以下を含んでいます。
 - 2005 年から 2012 年に行った外国為替取引において特定の顧客に提供した金利に関連して社内見直しの結果 2015 年度第 3 四半期に繰入れた、補償引当金 2 億 9,000 万ポンド
 - 2015 年度上半期に繰入れたパッケージ預金口座に係る補償費用 2 億 8,200 万ポンドと支払保障保険(PPI)に係る補償費用 7 億 5,000 万ポンド。2015 年度第 3 四半期において PPI に係る補償引当金の追加繰入れはありません。
- PPI に関する請求について、金融行為監督機構(FCA)は審査を受ける消費者の権利が消失する申請期限の導入を協議することを提案していることにバークレイズは留意しています。この協議では、英国最高裁判所が 2014 年に Plevin と Paragon Personal Finance Ltd が争った裁判で下した判決を参考に、PPI に係る請求の取り扱いに関する規則および指針が提案され、Plevin 型の請求に対しても同じ期限が適用されることが予想されています。バークレイズは PPI に係る費用および補償に係る引当金繰入れを見積もるにあたって、これらの動きを注視し続けていきます。
- 先に発表したノンコア部門のポルトガルのリテール事業の売却に係る 2 億 100 万ポンドの損失を 2015 年度第 3 四半期に計上しました(2014 年:ゼロポンド)。売却は 2016 年度第 1 四半期に完了する予定です。これは、2015 年度上半期に計上したスペイン事業の売却に係る 1 億 1,800 万ポンドの損失に含めて表示されています。
- 米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンドを 2015 年度第 2 四半期に認識しました(2014 年:4 億 6,100 万ポンド)。バークレイズは 2008 年 9 月の大半のリーマン・ブラザーズ資産の取得に関連し、当事者と係争中だった訴訟を解決するため、リーマン・ブラザーズ・インクの証券投資家保護法管財人と和解に達しました。
- 確定退職給付負債の要素の評価で使用していた小売価格指数を、法令規定に準じて長期消費者物価指数に変更したことにより、2015 年度上半期に 4 億 2,900 万ポンドの利益を認識しました(2014 年:ゼロポンド)。

配当

- 2015 年度の第 3 回中間配当金 1 ペンスは 2015 年 12 月 11 日に支払われる予定です。

計画と見通し

- コア部門の 2016 年度のコスト計画額は約 4 億ポンドの構造改革の実施関連コストを織り込み、従来の 145 億ポンド未満(目標達成費用を除く)から引き上げました。2015 年の 1 億ポンドの構造改革実施コストと共に、プログラムの期間にわたり 10 億ポンドの実施費用が発生すると推計されます。
- 計画達成費用を除いたコア部門の株主資本利益率の 2016 年目標は英国の 2015 年夏季予算に盛り込まれた税制改正の影響と構造改革の実施に伴う費用の増加を反映し、11%に修正されました。
- ノンコア部門のリスク調整後資産の圧縮を加速し、2017 年末に約 200 億ポンドまで削減する目標に変更はありません。
- ノンコア部門の 2016 年の計画は、資産圧縮の加速に伴い、従来の平均株主資本利益率に与えるマイナス影響を 3%未満にするというものから、2016 年度第 4 四半期以降英國銀行税、訴訟と特定行為にかかる費用、達成費用を除く四半期当たりコストを 1 億 2,500 万ポンドとする計画に変更されました。
- インベストメント・バンク部門を巡る 10 月の市場環境は 2014 年 10 月に比べると弱含んでいますが、現段階では時期尚早であるため第 4 四半期のパフォーマンス見込みには言及できません。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
収益合計	6,564	6,597	(1)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(260)	(359)	28
営業収益純額	6,304	6,238	1
営業費用	(3,651)	(3,747)	3
訴訟および特定行為	(31)	(39)	21
目標達成費用	(204)	(205)	-
営業費用合計	(3,886)	(3,991)	3
その他の(費用)／収益純額	(35)	10	
税引前利益	2,383	2,257	6
株主帰属利益	1,748	1,617	8
貸借対照表関連の情報	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在	
	(億ポンド)	(億ポンド)	
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,208	2,175	
資産合計	2,940	2,899	
顧客預り金	3,025	2,985	
リスク調整後資産	1,222	1,206	
パフォーマンス指標	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間	
平均有形株主資本利益率	17.3%	16.7%	
平均割当有形株主資本	136 億ポンド	130 億ポンド	
平均株主資本利益率	13.0%	12.5%	
平均割当株主資本	181 億ポンド	173 億ポンド	
収益に対する費用の比率	59%	60%	
貸倒率(ベーシス・ポイント)	15	22	
純利ざや	2.99%	2.99%	
収益合計内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
パーソナル	3,032	3,114	(3)
コーポレート	2,812	2,670	5
ウェルス	720	813	(11)
収益合計	6,564	6,597	(1)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在	
	(億ポンド)	(億ポンド)	
パーソナル	1,377	1,378	
コーポレート	690	660	
ウェルス	141	137	
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,208	2,175	
顧客預り金内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
パーソナル	1,487	1,463	
コーポレート	1,232	1,203	
ウェルス	306	319	
顧客預り金合計	3,025	2,985	

事業部門別業績

パークレイカード 損益計算書関連の情報	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
収益合計	3,649	3,247	12
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(848)	(821)	(3)
営業収益純額	2,801	2,426	15
営業費用	(1,441)	(1,271)	(13)
目標達成費用	(83)	(68)	(22)
営業費用合計	(1,524)	(1,339)	(14)
その他の収益純額	26	39	(33)
税引前利益	1,303	1,126	16
株主帰属利益	919	801	15
貸借対照表関連の情報	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在	
	(億ポンド)	(億ポンド)	
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	382	369	
資産合計	458	419	
顧客預り金	83	77	
リスク調整後資産	407	403	
パフォーマンス指標	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間	
平均有形株主資本利益率	24.7%	23.0%	
平均割当有形株主資本	50 億ポンド	47 億ポンド	
平均株主資本利益率	19.6%	18.5%	
平均割当株主資本	63 億ポンド	58 億ポンド	
収益に対する費用の比率	42%	41%	
貸倒率(ベース・ポイント)	271	301	
純利ざや	9.12%	8.98%	

事業部門別業績

恒久通貨ベース¹

アフリカ・バンキング

損益計算書関連の情報	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間	増減率 (%)	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
保険金控除後の収益合計	2,719	2,701	1	2,719	2,568	6
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(262)	(270)	3	(262)	(256)	(2)
営業収益純額	2,457	2,431	1	2,457	2,312	6
営業費用	(1,652)	(1,654)	-	(1,652)	(1,575)	(5)
訴訟および特定行為	-	(1)		-	(1)	
目標達成費用	(20)	(28)	29	(20)	(27)	26
営業費用合計	(1,672)	(1,683)	1	(1,672)	(1,603)	(4)
その他の収益純額	6	8	(25)	6	7	(14)
税引前利益	791	756	5	791	716	10
株主帰属利益	298	272	10	298	256	16

貸借対照表関連の情報

貸借対照表関連の情報	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	317	338	317	309
資産合計	522	540	522	495
顧客預り金	318	344	318	315
リスク調整後資産	360	364	360	332

パフォーマンス指標

パフォーマンス指標	2015年 9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間
	(%)	(%)
平均有形株主資本利益率	13.7%	13.2%
平均割当有形株主資本	29 億ポンド	27 億ポンド
平均株主資本利益率	10.1%	9.6%
平均割当株主資本	39 億ポンド	38 億ポンド
収益に対する費用の比率	61%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	101	97
純利ざや	5.98%	5.96%

1 為替変動の影響を除いた実績値は、報告期間における為替レートの変動の影響を排除するため、南アフリカランド建の業績を、損益計算書に関しては2015年9月30日に終了した9ヵ月間の平均為替レートで、貸借対照表については2015年9月30日現在の為替レートで英ポンドに換算して計算されています。

事業部門別業績

インベストメント・バンク 損益計算書関連の情報	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計	6,110	5,922	3
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の引当金繰入額	(36)	21	
営業収益純額	6,074	5,943	2
営業費用	(4,059)	(4,153)	2
訴訟および特定行為	(101)	(96)	(5)
目標達成費用	(157)	(352)	55
営業費用合計	(4,317)	(4,601)	6
税引前利益	1,757	1,342	31
株主帰属利益	943	547	72
貸借対照表関連の情報	2015年9月30日現在 (億ポンド)	2015年6月30日現在 (億ポンド)	
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	1,289	1,231	
トレーディング・ポートフォリオ資産	799	818	
デリバティブ資産	1,370	1,185	
デリバティブ負債	1,457	1,277	
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	693	584	
資産合計	4,520	4,201	
リスク調整後資産	1,205	1,153	
パフォーマンス指標	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間	
平均有形株主資本利益率	9.1%	5.1%	
平均割当有形株主資本	140 億ポンド	146 億ポンド	
平均株主資本利益率	8.6%	4.9%	
平均割当株主資本	149 億ポンド	153 億ポンド	
収益に対する費用の比率	71%	78%	
収益合計内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
インベストメント・バンキング手数料	1,637	1,584	3
貸付	360	306	18
バンキング	1,997	1,890	6
クレジット	774	871	(11)
株式	1,676	1,615	4
マクロ	1,663	1,526	9
市場	4,113	4,012	3
バンキングと市場	6,110	5,902	4
その他	-	20	
収益合計	6,110	5,922	3
本社 損益計算書関連の情報	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	
営業収益純額	-	215	
営業費用	(182)	(46)	
訴訟および特定行為	(21)	(58)	
目標達成費用	(30)	(2)	
営業費用合計	(233)	(106)	
その他の収益／(費用)純額	4	(3)	
税引前(損失)／利益	(229)	106	
株主帰属利益	(236)	(11)	
貸借対照表関連の情報	2015年9月30日現在 (億ポンド)	2015年6月30日現在 (億ポンド)	
資産合計	471	526	
リスク調整後資産	76	75	

1 2015年9月30日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 1,039 億ポンド(2015年6月30日:991 億ポンド)(うち、決済残高 443 億ポンド(2015年6月30日:404 億ポンド)および現金担保 295 億ポンド(2015年6月30日:286 億ポンド)を含む)、銀行に対する貸付金 250 億ポンド(2015年6月30日:240 億ポンド)(うち、決済残高 50 億ポンド(2015年6月30日:59 億ポンド)および現金担保 67 億ポンド(2015年6月30日:64 億ポンド)を含む)を含みます。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	48	1,028	(95)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(62)	(166)	63
営業収益純額	(14)	862	
営業費用	(669)	(1,181)	43
訴訟および特定行為	(119)	(115)	(3)
目標達成費用	(45)	(171)	74
営業費用合計	(833)	(1,467)	43
その他の費用純額	(2)	(43)	95
税引前損失	(849)	(648)	(31)
株主帰属損失	(730)	(638)	(14)
貸借対照表関連の情報	2015年9月30日現在 (億ポンド)	2015年6月30日現在 (億ポンド)	
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	509	539	
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	176	170	
デリバティブ資産	2,395	2,209	
デリバティブ負債	2,310	2,136	
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	71	156	
資産合計	3,454	3,382	
顧客預り金	179	196	
リスク調整後資産	548	566	
レバレッジ・エクスポートージャー	1,517	1,663	
パフォーマンス指標	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年6月30日に 終了した9ヵ月間	
平均有形株主資本利益率 ²	(4.4%)	(5.4%)	
平均割当有形株主資本	92 億ポンド	136 億ポンド	
平均株主資本利益率 ²	(3.4%)	(4.2%)	
平均割当株主資本	93 億ポンド	138 億ポンド	
期末割当株主資本	85 億ポンド	121 億ポンド	
保険金控除後の収益合計内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
事業部門	474	873	(46)
証券および貸付金	(253)	259	
デリバティブ	(173)	(104)	(66)
保険金控除後の収益合計	48	1,028	(95)

1 2015年9月30日現在の貸付金には、顧客に対する貸付金390億ポンド(2015年6月30日:427億ポンド)(うち、決済残高4億ポンド(2015年6月30日:10億ポンド)と現金担保194億ポンド(2015年6月30日:180億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金119億ポンド(2015年6月30日:112億ポンド(うち、決済残高0億ポンド(2015年6月30日:2億ポンド)と現金担保114億ポンド(2015年6月30日:105億ポンド)を含む)が含まれています。

2 パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

四半期業績

パークレイズ四半期業績	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期 ¹
	(百万ポンド)							
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	6,108	6,552	6,430	6,018	6,378	6,682	6,650	6,639
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(495)	(496)	(477)	(573)	(509)	(538)	(548)	(718)
営業収益純額	5,613	6,056	5,953	5,445	5,869	6,144	6,102	5,921
営業費用	(3,842)	(3,897)	(3,915)	(3,942)	(3,879)	(4,042)	(4,130)	(4,500)
訴訟および特定行為	(138)	(77)	(57)	(140)	(98)	(146)	(65)	(104)
目標達成費用	(223)	(196)	(120)	(339)	(332)	(254)	(240)	(468)
英國銀行税	-	-	-	(462)	-	-	-	(504)
営業費用合計	(4,203)	(4,170)	(4,092)	(4,883)	(4,309)	(4,442)	(4,435)	(5,576)
その他の収益／(費用)純額	17	(37)	19	1	30	(46)	26	19
調整後税引前利益	1,427	1,849	1,880	563	1,590	1,656	1,693	364
調整項目								
当グループ自身の信用度	195	282	128	(62)	44	(67)	119	(95)
米国リーマン買収資産に係る利益	-	496	-	-	461	-	-	-
ESHLA ポートフォリオに係る評価の見直し	-	-	-	(935)	-	-	-	-
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	429	-	-	-	-	-
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	(270)	-	(800)	(750)	(500)	-	-	(173)
英國顧客への補償に係る引当金	(290)	(850)	(182)	(200)	(10)	(900)	-	-
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	-	(79)
スペインおよびポルトガル事業の売却に係る損失	(201)	-	(118)	(82)	(364)	-	-	-
法定税引前利益／(損失)	861	1,777	1,337	(1,466)	1,221	689	1,812	17
税金(費用)／還付	(208)	(394)	(612)	85	(601)	(298)	(597)	(531)
法定税引後利益／(損失)	653	1,383	725	(1,381)	620	391	1,215	(514)
以下に帰属するもの:								
親会社の普通株主	417	1,146	465	(1,679)	379	161	965	(642)
その他の株主	79	79	80	80	80	41	49	-
非支配持分	157	158	180	218	161	189	201	128
貸借対照表関連の情報								
資産合計	(億ポンド)							
リスク調整後資産	12,365	11,967	14,164	13,579	13,657	13,149	13,621	13,436
	3,819	3,767	3,959	4,019	4,129	4,111	4,363	4,425
調整後パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	6.7%	9.1%	9.0%	1.7%	7.1%	7.5%	7.6%	(2.4%)
平均有形株主資本	479 億ポンド	477 億ポンド	487 億ポンド	489 億ポンド	476 億ポンド	475 億ポンド	472 億ポンド	471 億ポンド
平均株主資本利益率	5.7%	7.8%	7.7%	1.5%	6.1%	6.4%	6.5%	(2.1%)
平均株主資本	561 億ポンド	560 億ポンド	570 億ポンド	571 億ポンド	556 億ポンド	553 億ポンド	548 億ポンド	549 億ポンド
収益に対する費用の比率	69%	64%	64%	81%	68%	66%	67%	84%
貸倒率(ベース・ポイント)	40	41	37	48	42	44	45	59
基本的1株当たり利益／(損失)	4.8 ペンス	6.5 ペンス	6.6 ペンス	1.3 ペンス	5.2 ペンス	5.4 ペンス	5.5 ペンス	(2.0 ペンス)
法定パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	3.6%	9.8%	4.0%	(13.8%)	3.4%	1.4%	8.4%	(5.5%)
平均有形株主資本	476 億ポンド	472 億ポンド	481 億ポンド	483 億ポンド	468 億ポンド	467 億ポンド	464 億ポンド	463 億ポンド
平均株主資本利益率	3.1%	8.4%	3.4%	(11.8%)	2.9%	1.2%	7.2%	(4.7%)
平均株主資本	558 億ポンド	555 億ポンド	563 億ポンド	564 億ポンド	548 億ポンド	545 億ポンド	540 億ポンド	541 億ポンド
収益に対する費用の比率	76%	68%	71%	116%	70%	81%	66%	89%
基本的1株当たり利益／(損失)	2.6 ペンス	7.0 ペンス	2.9 ペンス	(10.2 ペンス)	2.4 ペンス	1.0 ペンス	6.0 ペンス	(4.5 ペンス)

¹ 2013年度第4四半期の営業費用合計と税引前利益は、比較を容易にするため、米国の住宅モーゲージ担保関連事業に関する米連邦住宅金融庁との和解関連の1億7,300万ポンドの引当金を外国為替に関するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金に修正再表示しております。

四半期業績

パークレイズ・コア 損益計算書関連の情報	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期	2014 年度 第 3 四半期	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期
	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	6,102	6,520	6,420	5,996	6,008	6,397	6,277	6,189
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(470)	(488)	(448)	(571)	(492)	(456)	(481)	(542)
営業収益純額	5,632	6,032	5,972	5,425	5,516	5,941	5,796	5,647
営業費用	(3,626)	(3,663)	(3,696)	(3,614)	(3,557)	(3,602)	(3,710)	(4,045)
訴訟および特定行為	(64)	(41)	(48)	(56)	(16)	(136)	(43)	(69)
目標達成費用	(201)	(184)	(109)	(298)	(202)	(237)	(216)	(365)
英國銀行税	-	-	-	(371)	-	-	-	(395)
営業費用合計	(3,891)	(3,888)	(3,853)	(4,339)	(3,775)	(3,975)	(3,969)	(4,874)
その他の収益／(費用)純額	23	(39)	17	9	6	27	20	15
税引前利益	1,764	2,105	2,136	1,095	1,747	1,993	1,847	788
株主帰属利益	1,115	1,273	1,284	638	1,002	1,171	1,053	601
貸借対照表関連の情報								
資産合計	(億ポンド)							
リスク調整後資産	8,911	8,585	9,496	8,865	8,993	8,463	8,637	8,324
	3,270	3,201	3,311	3,266	3,319	3,236	3,303	3,326
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	11.4%	13.3%	13.5%	7.0%	11.5%	13.8%	13.2%	7.6%
平均割当有形株主資本	396 億ポンド	386 億ポンド	385 億ポンド	370 億ポンド	352 億ポンド	340 億ポンド	322 億ポンド	314 億ポンド
平均株主資本利益率	9.5%	11.0%	11.1%	5.8%	9.5%	11.3%	10.7%	6.2%
平均割当株主資本	477 億ポンド	467 億ポンド	467 億ポンド	450 億ポンド	430 億ポンド	416 億ポンド	396 億ポンド	389 億ポンド
収益に対する費用の比率	64%	60%	60%	72%	63%	62%	63%	79%
貸倒率(ペース・ポイント)	43	45	41	55	46	44	60	56
基本的 1 株当たり利益への寄与	6.8 ペンス	7.7 ペンス	7.8 ペンス	4.0 ペンス	6.2 ペンス	7.2 ペンス	6.5 ペンス	4.2 ペンス

四半期業績

パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期 ¹
	(百万ポンド)							
事業部門	199	153	122	228	327	245	301	322
証券および貸付金	(138)	(42)	(73)	(142)	106	66	87	121
デリバティブ	(55)	(79)	(39)	(64)	(63)	(26)	(15)	7
保険金控除後の収益合計	6	32	10	22	370	285	373	450
信用に関する減損費用およびその他の引当金								
繰入額	(25)	(8)	(29)	(2)	(17)	(82)	(67)	(176)
営業(費用)／収益純額	(19)	24	(19)	20	353	203	306	274
営業費用	(216)	(234)	(219)	(329)	(321)	(441)	(419)	(456)
訴訟および特定行為	(74)	(36)	(9)	(83)	(82)	(10)	(23)	(35)
目標達成費用	(22)	(12)	(11)	(41)	(130)	(17)	(24)	(103)
英國銀行税	-	-	-	(91)	-	-	-	(109)
営業費用合計	(312)	(282)	(239)	(544)	(533)	(468)	(466)	(703)
その他の(費用)／収益純額	(6)	2	2	(8)	23	(72)	6	4
税引前損失	(337)	(256)	(256)	(532)	(157)	(337)	(154)	(425)
株主帰属損失	(328)	(203)	(199)	(448)	(173)	(294)	(171)	(890)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	509	539	656	639	645	755	834	819
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	176	170	185	187	181	170	175	176
デリバティブ資産	2,395	2,209	3,019	2,854	2,496	2,270	2,315	2,393
デリバティブ負債	2,310	2,136	2,956	2,771	2,400	2,150	2,209	2,283
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	71	156	428	493	739	868	983	1,047
資産合計	3,454	3,382	4,668	4,715	4,665	4,686	4,984	5,112
顧客預り金	179	196	205	216	222	286	307	293
リスク調整後資産	548	566	648	753	810	875	1,060	1,099
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率 ²	(4.7%)	(4.2%)	(4.5%)	(5.3%)	(4.4%)	(6.3%)	(5.6%)	(10.0%)
平均割当有形株主資本	83 億ポンド	91 億ポンド	102 億ポンド	119 億ポンド	124 億ポンド	135 億ポンド	150 億ポンド	157 億ポンド
平均株主資本利益率 ²	(3.8%)	(3.2%)	(3.4%)	(4.3%)	(3.4%)	(4.9%)	(4.2%)	(8.3%)
平均割当株主資本	84 億ポンド	93 億ポンド	103 億ポンド	121 億ポンド	126 億ポンド	137 億ポンド	152 億ポンド	160 億ポンド
期末割当株主資本	85 億ポンド	83 億ポンド	97 億ポンド	110 億ポンド	121 億ポンド	127 億ポンド	149 億ポンド	151 億ポンド
基本的1株当たり損失への寄与	(2.0 ペンス)	(1.2 ペンス)	(1.2 ペンス)	(2.7 ペンス)	(1.0 ペンス)	(1.8 ペンス)	(1.0 ペンス)	(6.2 ペンス)

- 1 2013年度第4四半期の営業費用合計と税引前利益は、比較を容易にするため、米国の住宅モーゲージ担保関連事業に関する米連邦住宅金融庁との和解関連の1億7,300万ポンドの引当金を外国為替に関するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金に修正再表示しております。
- 2 パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

四半期コア事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング

損益計算書関連の情報

	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期
	(百万ポンド)							
収益合計	2,180	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173	2,166
信用に関する減損費用およびその他の引当金	(82)	(99)	(79)	(123)	(129)	(95)	(135)	(169)
繰入額								
営業収益純額	2,098	2,111	2,095	2,108	2,107	2,093	2,038	1,997
営業費用	(1,185)	(1,232)	(1,234)	(1,204)	(1,222)	(1,247)	(1,278)	(1,371)
訴訟および特定行為	(6)	(23)	(2)	(15)	(10)	(9)	(20)	(17)
目標達成費用	(65)	(97)	(42)	(195)	(90)	(58)	(57)	(219)
英國銀行税	-	-	-	(70)	-	-	-	(66)
営業費用合計	(1,256)	(1,352)	(1,278)	(1,484)	(1,322)	(1,314)	(1,355)	(1,673)
その他の収益／(費用)純額	13	(50)	2	4	4	1	5	3
税引前利益	855	709	819	628	789	780	688	327
株主帰属利益	646	500	602	441	578	559	480	281

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	2,208	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155	2,122
資産合計	2,940	2,899	2,941	2,850	2,757	2,681	2,715	2,785
顧客預り金	3,025	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972	2,959
リスク調整後資産	1,222	1,206	1,225	1,202	1,200	1,179	1,161	1,183

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	19.2%	14.9%	17.8%	13.3%	17.8%	17.5%	14.7%	8.6%
平均割当有形株主資本	136 億ポンド	136 億ポンド	136 億ポンド	134 億ポンド	131 億ポンド	129 億ポンド	131 億ポンド	131 億ポンド
平均株主資本利益率	14.4%	11.2%	13.4%	10.0%	13.4%	13.1%	11.1%	6.5%
平均割当株主資本	181 億ポンド	181 億ポンド	181 億ポンド	178 億ポンド	175 億ポンド	172 億ポンド	174 億ポンド	174 億ポンド
収益に対する費用の比率	58%	61%	59%	67%	59%	60%	62%	77%
貸倒率(ベース・ポイント)	14	18	14	22	23	17	25	31
純利ざや	2.97%	2.99%	3.02%	3.02%	3.05%	2.93%	2.99%	2.91%

収益合計内訳

	(百万ポンド)							
パーソナル	1,018	1,005	1,009	1,045	1,061	1,027	1,026	1,037
コーポレート	935	970	907	922	902	889	879	866
ウェルス	227	235	258	264	273	272	268	263
収益合計	2,180	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173	2,166

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳

	(億ポンド)							
パーソナル	1,377	1,378	1,375	1,368	1,365	1,359	1,349	1,338
コーポレート	690	660	665	651	631	648	642	625
ウェルス	141	137	150	151	161	160	164	159
顧客に対する貸付金合計(償却原価ベース)	2,208	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155	2,122

顧客預り金内訳

	(億ポンド)							
パーソナル	1,487	1,463	1,453	1,458	1,430	1,416	1,413	1,405
コーポレート	1,232	1,203	1,209	1,222	1,207	1,237	1,209	1,185
ウェルス	306	319	319	312	322	330	350	369
顧客預り金合計	3,025	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972	2,959

四半期コア事業部門別業績

パークレイカード 損益計算書関連の情報	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期
	(百万ポンド)							
収益合計	1,292	1,222	1,135	1,109	1,123	1,082	1,042	1,034
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(285)	(273)	(290)	(362)	(284)	(268)	(269)	(266)
営業収益純額	1,007	949	845	747	839	814	773	768
営業費用	(480)	(496)	(465)	(456)	(449)	(420)	(402)	(446)
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	-	(11)
目標達成費用	(27)	(31)	(25)	(50)	(32)	(23)	(13)	(38)
英國銀行税	-	-	-	(29)	-	-	-	(22)
営業費用合計	(507)	(527)	(490)	(535)	(481)	(443)	(415)	(517)
その他の収益純額	8	7	11	1	4	25	10	5
税引前利益	508	429	366	213	362	396	368	256
株主帰属利益	353	307	259	137	262	285	254	169
貸借対照表関連の情報								
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	382	369	368	366	348	332	319	315
資産合計	458	419	424	413	389	362	350	344
顧客預り金	83	77	80	73	65	59	58	51
リスク調整後資産	407	403	399	399	386	377	364	357
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	28.3%	24.9%	21.0%	11.2%	21.8%	24.7%	22.6%	16.1%
平均割当有形株主資本	50 億ポンド	50 億ポンド	50 億ポンド	49 億ポンド	48 億ポンド	46 億ポンド	45 億ポンド	42 億ポンド
平均株主資本利益率	22.5%	19.7%	16.6%	9.0%	17.5%	19.7%	18.2%	12.7%
平均割当株主資本	63 億ポンド	63 億ポンド	63 億ポンド	62 億ポンド	60 億ポンド	58 億ポンド	56 億ポンド	53 億ポンド
収益に対する費用の比率	39%	43%	43%	48%	43%	41%	40%	50%
貸倒率(ベース・ポイント)	271	283	305	374	309	309	325	320
純利ざや	9.26%	9.31%	8.78%	8.13%	8.84%	8.92%	9.19%	8.85%

四半期コア事業部門別業績

アフリカ・バンキング 損益計算書関連の情報	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期
	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	861	910	948	963	928	895	878	980
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(69)	(103)	(90)	(79)	(74)	(100)	(96)	(104)
営業収益純額	792	807	858	884	854	795	782	876
営業費用	(536)	(557)	(559)	(590)	(572)	(545)	(537)	(616)
訴訟および特定行為	-	-	-	(1)	(1)	-	-	-
目標達成費用	(7)	(7)	(6)	(23)	(11)	(8)	(9)	(15)
英國銀行税	-	-	-	(45)	-	-	-	(42)
営業費用合計	(543)	(564)	(565)	(659)	(584)	(553)	(546)	(673)
その他の収益純額	2	2	2	3	2	2	4	-
税引前利益	251	245	295	228	272	244	240	203
株主帰属利益	90	96	112	88	91	78	103	30
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	317	338	357	352	345	338	350	349
資産合計	522	540	578	555	546	524	541	549
顧客預り金	318	344	350	350	334	332	340	346
リスク調整後資産	360	364	393	385	379	365	366	380
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	13.3%	13.2%	14.7%	11.9%	13.1%	11.3%	15.5%	4.2%
平均割当有形株主資本	27 億ポンド	29 億ポンド	31 億ポンド	29 億ポンド	28 億ポンド	28 億ポンド	27 億ポンド	28 億ポンド
平均株主資本利益率	9.7%	9.7%	10.8%	8.7%	9.5%	8.1%	11.1%	3.0%
平均割当株主資本	37 億ポンド	39 億ポンド	41 億ポンド	40 億ポンド	38 億ポンド	38 億ポンド	37 億ポンド	40 億ポンド
収益に対する費用の比率	63%	62%	60%	68%	63%	62%	62%	69%
貸倒率(ベース・ポイント)	79	112	94	83	79	111	104	105
純利ざや	5.96%	5.87%	6.06%	5.94%	6.12%	5.83%	5.91%	5.87%
恒常通貨ベース¹								
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	861	838	834	839	828	790	781	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(69)	(94)	(79)	(68)	(65)	(88)	(85)	
営業収益純額	792	744	755	771	763	702	696	
営業費用	(536)	(514)	(495)	(518)	(513)	(484)	(480)	
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	-	
目標達成費用	(7)	(7)	(5)	(20)	(9)	(8)	(7)	
英國銀行税	-	-	-	(45)	-	-	-	
営業費用合計	(543)	(521)	(500)	(583)	(522)	(492)	(487)	
その他の収益純額	2	2	2	3	1	2	4	
税引前利益	251	225	257	191	242	212	213	
株主帰属利益	90	88	96	73	78	73	91	
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	317	309	307	303	302	293	293	
資産合計	522	495	500	480	479	456	456	
顧客預り金	318	315	302	303	293	289	287	
リスク調整後資産	360	332	337	331	331	316	306	

¹ 為替変動の影響を除いた実績値は、報告期間における為替レートの変動の影響を排除するため、南アフリカランド建の業績を、損益計算書に関しては2015年9月30日に終了した3ヶ月間の平均為替レートで、貸借対照表については2015年9月30日現在の為替レートで英ポンドに換算して計算されています。

四半期コア事業部門別業績

インベストメント・バンク 損益計算書関連の情報	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期
	(百万ポンド)							
インベストメント・バンキング手数料	502	586	549	527	410	661	513	571
貸付	155	122	83	111	137	66	103	68
バンキング	657	708	632	638	547	727	616	639
クレジット	228	272	274	173	255	270	346	231
株式	441	616	619	431	395	629	591	421
マクロ	485	554	624	424	470	504	552	494
市場	1,154	1,442	1,517	1,028	1,120	1,403	1,489	1,146
バンキングと市場	1,811	2,150	2,149	1,666	1,667	2,130	2,105	1,785
その他	-	-	-	-	(2)	24	(2)	(3)
収益合計	1,811	2,150	2,149	1,666	1,665	2,154	2,103	1,782
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(35)	(12)	11	(7)	(5)	7	19	(6)
営業収益純額	1,776	2,138	2,160	1,659	1,660	2,161	2,122	1,776
営業費用	(1,321)	(1,328)	(1,410)	(1,351)	(1,305)	(1,357)	(1,491)	(1,575)
訴訟および特定行為	(44)	(13)	(44)	(33)	(1)	(85)	(10)	(31)
目標達成費用	(94)	(32)	(31)	(22)	(70)	(152)	(130)	(71)
英国銀行税	-	-	-	(218)	-	-	-	(236)
営業費用合計	(1,459)	(1,373)	(1,485)	(1,624)	(1,376)	(1,594)	(1,631)	(1,913)
税引前利益／(損失)	317	765	675	35	284	567	491	(137)
株主帰属利益／(損失)	182	417	344	(150)	112	204	231	(74)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
	1,289	1,231	1,344	1,063	1,231	1,172	1,297	1,045
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)								
トレーディング・ポートフォリオ資産	799	818	991	948	988	1,012	1,012	966
デリバティブ資産	1,370	1,185	1,759	1,526	1,314	1,042	999	1,087
デリバティブ負債	1,457	1,277	1,860	1,606	1,376	1,095	1,067	1,166
リバース・レポ取引およびその他類似の担保 付貸付	693	584	580	643	828	830	866	782
資産合計	4,520	4,201	5,096	4,557	4,884	4,462	4,694	4,380
リスク調整後資産	1,205	1,153	1,230	1,224	1,279	1,239	1,252	1,244
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	5.5%	12.2%	9.7%	(3.9%)	3.3%	5.6%	6.4%	(2.1%)
平均割当有形株主資本	137 億ポンド	139 億ポンド	145 億ポンド	147 億ポンド	142 億ポンド	148 億ポンド	147 億ポンド	144 億ポンド
平均株主資本利益率	5.2%	11.5%	9.1%	(3.7%)	3.1%	5.3%	6.1%	(2.0%)
平均割当株主資本	146 億ポンド	148 億ポンド	154 億ポンド	156 億ポンド	150 億ポンド	155 億ポンド	154 億ポンド	151 億ポンド
収益に対する費用の比率	81%	64%	69%	97%	83%	74%	78%	107%
本社 損益計算書関連の情報	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期	2013年度 第4四半期
	(百万ポンド)							
(費用)／収益合計	(42)	28	14	27	56	78	81	227
信用に関する減損戻入／(費用)および その他の引当金繰入額	1	(1)	-	-	-	-	-	3
営業(費用)／収益純額	(41)	27	14	27	56	78	81	230
営業費用	(104)	(50)	(28)	(11)	(9)	(34)	(3)	(37)
訴訟および特定行為	(14)	(5)	(2)	(8)	(4)	(42)	(12)	(10)
目標達成費用	(8)	(17)	(5)	(8)	-	5	(7)	(22)
英国銀行税	-	-	-	(9)	-	-	-	(29)
営業費用合計	(126)	(72)	(35)	(36)	(13)	(71)	(22)	(98)
その他の収益／(費用)純額	-	2	2	-	(3)	(1)	1	7
税引前(損失)／利益	(167)	(43)	(19)	(9)	40	6	60	139
株主帰属(損失)／利益	(156)	(47)	(33)	122	(41)	45	(15)	192
貸借対照表関連の情報								
資産合計	471	526	457	491	415	433	337	266
リスク調整後資産	76	75	63	56	75	76	160	162
平均割当有形株主資本	46	32	23	11	3	(11)	(28)	(31)
平均割当株主資本	50	36	28	14	7	(7)	(25)	(29)

業績管理

事業部門別のリターンおよび株主資本

	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間
	%	%
平均有形株主資本利益率		
パー・ソナル・アンド・コーポレート・バンキング	17.3	16.7
バー・クレイカード	24.7	23.0
アフリカ・バンキング	13.7	13.2
インベストメント・バンク	9.1	5.1
バー・クレイズ・コア(本社を除く)	14.8	12.4
本社の影響 ¹	(2.1)	0.4
バー・クレイズ・コア	12.7	12.8
バー・クレイズ・ノンコアの影響 ¹	(4.4)	(5.4)
調整後バー・クレイズ・グループ合計	8.3	7.4
	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間
	%	%
平均株主資本利益率		
パー・ソナル・アンド・コーポレート・バンキング	13.0	12.5
バー・クレイカード	19.6	18.5
アフリカ・バンキング	10.1	9.6
インベストメント・バンク	8.6	4.9
バー・クレイズ・コア(本社を除く)	12.2	10.3
本社の影響 ¹	(1.7)	0.2
バー・クレイズ・コア	10.5	10.5
バー・クレイズ・ノンコアの影響 ¹	(3.4)	(4.2)
調整後バー・クレイズ・グループ合計	7.1	6.3
	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益／(損失)²		
パー・ソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,765	1,629
バー・クレイカード	925	805
アフリカ・バンキング	298	272
インベストメント・バンク	962	559
本社	(240)	(11)
バー・クレイズ・コア	3,710	3,254
バー・クレイズ・ノンコア	(720)	(629)
調整後バー・クレイズ・グループ合計	2,990	2,625

1 本社およびバー・クレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、それぞれバー・クレイズ・コア部門と当グループへの影響を示しています。本社またはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

2 親会社の普通株主に帰属する当期の利益には、その他の持分商品の支払利息に関して剰余金に計上される税額控除が含まれています。

業績管理

	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (億ポンド)	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (億ポンド)
平均割当有形株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	136	130
バークレイカード	50	47
アフリカ・バンキング	29	27
インベストメント・バンク	140	146
本社 ¹	34	(12)
バークレイズ・コア	389	338
バークレイズ・ノンコア	92	136
調整後バークレイズ・グループ合計	481	474
 平均割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	181	173
バークレイカード	63	58
アフリカ・バンキング	39	38
インベストメント・バンク	149	153
本社 ¹	38	(8)
バークレイズ・コア	470	414
バークレイズ・ノンコア	93	138
調整後バークレイズ・グループ合計	563	552
 期末割当株主資本		
	2015年9月30日 (億ポンド)	2015年6月30日 (億ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	182	179
バークレイカード	63	63
アフリカ・バンキング	36	39
インベストメント・バンク	144	137
本社 ¹	58	52
バークレイズ・コア	483	470
バークレイズ・ノンコア	85	83
調整後バークレイズ・グループ合計	568	553

¹ 本社のリスク調整後資産と資本控除額に平均普通株主資本と有形普通株主資本の残余残高を加えた額に基づきます。

業績管理

利ざやおよび残高

	2015年9月30日に終了した9ヵ月間			2014年9月30日に終了した9ヵ月間		
	利息収入純額	平均顧客資産	純利ざや	利息収入純額	平均顧客資産	純利ざや
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	4,809	214,748	2.99	4,679	209,284	2.99
バークレイカード	2,608	38,221	9.12	2,287	34,050	8.98
アフリカ・バンキング	1,567	35,063	5.98	1,547	34,720	5.96
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、 バークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	8,984	288,032	4.17	8,513	278,054	4.09
その他	380			613		
利息収入純額の合計	9,364			9,126		

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バークレイカードおよびアフリカ・
バンキングの四半期分析

	2015年9月30日に終了した四半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,606	214,505	2.97
バークレイカード	904	38,721	9.26
アフリカ・バンキング	499	33,205	5.96
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	3,009	286,431	4.17
2015年6月30日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,602	215,069	2.99
バークレイカード	883	38,025	9.31
アフリカ・バンキング	521	35,610	5.87
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	3,006	288,704	4.18
2015年3月31日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,601	214,645	3.02
バークレイカード	821	37,909	8.78
アフリカ・バンキング ¹	547	36,603	6.06
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	2,969	289,157	4.18
2014年12月31日に終了した四半期			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,619	212,444	3.02
バークレイカード	757	36,932	8.13
アフリカ・バンキング	546	36,465	5.94
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、バークレイカードおよびアフリカ・ バンキングの合計	2,922	285,841	4.06

¹ 財務書類勘定科目の収益分類を正確に反映するため、2015年度第1四半期の利息収入純額は1,400万ポンド修正されています。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

継続事業

	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)	2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	20,191	20,267
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,468)	(1,595)
営業収益純額	18,723	18,672
人件費	(7,394)	(8,377)
一般管理費	(7,037)	(6,219)
営業費用	(14,431)	(14,596)
事業売却損ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分	(317)	(354)
税引前利益	3,975	3,722
税金	(1,214)	(1,496)
税引後利益	2,761	2,226
以下に帰属するもの:		
親会社の普通株主	2,028	1,505
その他の株主	238	170
株主合計	2,266	1,675
非支配持分	495	551
税引後利益	2,761	2,226
継続事業からの1株当たり利益¹		
基本的普通株式1株当たり利益 ¹	12.4ペンス	9.4ペンス

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 2 億 3,800 万ポンド(2014 年第 3 四半期:1 億 7,000 万ポンド)は剰余金に計上される税額控除 4,800 万ポンド(2014 年第 3 四半期:3,600 万ポンド)によって相殺されます。1 株当たり利益の計算に当たり、差引後の 1 億 9,000 万ポンド(2014 年度第 3 四半期:1 億 3,400 万ポンド)および非支配持分が税引後利益から控除されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表

	2015年9月30日現在 (百万ポンド)	2015年6月30日現在 (百万ポンド)	2014年12月31日現在 (百万ポンド)
資産			
現金および中央銀行預け金	34,544	33,341	39,695
他銀行からの取立中の項目	1,417	1,227	1,210
トレーディング・ポートフォリオ資産	95,356	98,048	114,717
公正価値で測定すると指定された金融資産	34,413	33,335	38,300
デリバティブ ¹	378,930	341,312	439,909
売却可能金融投資	98,901	96,210	86,066
銀行に対する貸付金	48,233	44,548	42,111
顧客に対する貸付金	434,497	430,719	427,767
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	83,928	93,138	131,753
その他の資産	26,310	24,841	36,378
資産合計	1,236,529	1,196,719	1,357,906
負債			
銀行預り金	55,832	55,978	58,390
他銀行への未決済項目	1,557	1,539	1,177
顧客預り金	443,442	438,270	427,704
レポ取引およびその他類似の担保付借入	85,158	85,092	124,479
トレーディング・ポートフォリオ負債	43,887	41,818	45,124
公正価値で測定すると指定された金融負債	46,756	51,284	56,972
デリバティブ ¹	379,126	342,964	439,320
発行債券	72,125	75,525	86,099
劣後負債	20,644	19,664	21,153
その他の負債	19,927	19,010	31,530
負債合計	1,168,454	1,131,144	1,291,948
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	21,551	21,523	20,809
その他の剰余金	2,070	1,334	2,724
利益剰余金	33,010	32,099	31,712
親会社の普通株主に帰属する株主資本	56,631	54,956	55,245
その他の持分商品	5,314	4,325	4,322
非支配持分を除く株主資本合計	61,945	59,281	59,567
非支配持分	6,130	6,294	6,391
株主資本合計	68,075	65,575	65,958
負債および株主資本合計	1,236,529	1,196,719	1,357,906

1 373 億ポンド(2015 年 6 月:330 億ポンド)の現金担保および 78 億ポンド(2015 年 6 月:71 億ポンド)の非現金担保を含む 451 億ポンド(2015 年 6 月:401 億ポンド)の金融担保を、デリバティブ資産に関して受け取っています。392 億ポンド(2015 年 6 月:356 億ポンド)の現金担保および 85 億ポンド(2015 年 6 月:66 億ポンド)の非現金担保を含む 477 億ポンド(2015 年 6 月:422 億ポンド)の金融担保を、デリバティブ負債に関して差し入れています(超過担保とならないよう、担保の金額は貸借対照表上の正味エクスposureを上限としています)。

要約連結財務書類

連結株主資本変動表

2015年9月30日に終了した9ヶ月間	払込済株式資本 および 株式払込剰余金 (百万ポンド)		その他の 持分商品 (百万ポンド)		その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)		合計 (百万ポンド)	非支配持分 (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
					利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)			
2015年1月1日現在残高	20,809		4,322		2,724		31,712	59,567	6,391
税引後利益	-		238		-		2,028	2,266	495
当期税引後その他の包括利益	-		-		(679)		450	(229)	(319)
株式発行	742		-		-		455	1,197	-
持分商品の発行と交換	-		995		-		-	995	
配当金	-		-		-		(913)	(913)	(445)
その他の持分商品に係る支払クーポン	-		(238)		-		48	(190)	-
自己株式	-		-		25		(736)	(711)	-
その他の変動	-		(3)		-		(34)	(37)	8
2015年9月30日現在残高	21,551		5,314		2,070		33,010	61,945	6,130
									68,075

2015年9月30日に終了した3ヶ月間	払込済株式資本 および 株式払込剰余金 (百万ポンド)		その他の 持分商品 (百万ポンド)		その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)		合計 (百万ポンド)	非支配持分 (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
					利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)			
2015年7月1日現在残高	21,523		4,325		1,334		32,099	59,281	6,294
税引後利益	-		79		-		417	496	157
当期税引後その他の包括利益	-		-		713		503	1,216	(182)
株式発行	28		-		-		152	180	-
持分商品の発行と交換	-		995		-		-	995	
配当金	-		-		-		(167)	(167)	(144)
その他の持分商品に係る支払クーポン	-		(79)		-		16	(63)	-
自己株式	-		-		23		(30)	(7)	-
その他の変動	-		(6)		-		20	14	5
2015年9月30日現在残高	21,551		5,314		2,070		33,010	61,945	6,130
									68,075

¹ その他の剰余金には、為替換算再評価差額借方計上額7億ポンド（2015年6月30日：借方計上額10億ポンド）、売却可能投資再評価差額ゼロポンド（2015年6月30日：3億ポンド）、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額18億ポンド（2015年6月30日：12億ポンド）、その他の剰余金と自己株式10億ポンド（2015年6月30日：9億ポンド）が含まれています。

資本

CRD IV 資本

欧州連合(EU)は2014年1月1日、自己資本規制および資本要件指令(CRD IVと総称されます)の下でバーゼル3の実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準およびブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規則集により補完されます。しかしながら、CRD IVの一部の要素は欧州銀行監督機構(EBA)が公表し、欧州委員会およびPRAが採用する予定の最終的な実務上の基準と明確化によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてバークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

自己資本比率	2015年 9月30日現在	2015年 6月30日現在	2014年 12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1)	11.1%	11.1%	10.3%
PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 ^{1,2}	11.1%	11.1%	10.2%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 ^{3,4}	14.2%	14.0%	13.0%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	17.7%	17.4%	16.5%
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	61,945	59,281	59,567
– (控除)その他の持分商品(AT1資本として認識)	(5,314)	(4,325)	(4,322)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(545)	(731)	(615)
少数株主持分(連結 CET1として認められる金額)	1,139	1,200	1,227
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(2,018)	(1,506)	(2,199)
のれんおよび無形資産	(8,177)	(8,145)	(8,127)
一時差異を除く将来の収益力による繰延税金資産	(1,012)	(1,132)	(1,080)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,807)	(1,185)	(1,814)
減損を上回る予想損失額	(1,568)	(1,536)	(1,772)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	(53)	127	658
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(57)	(57)	(25)
その他規制上の調整	(128)	1	(45)
完全施行ベース CET1 資本	42,405	41,992	41,453
未実現利益に係る規制上の調整 ¹	-	-	(583)
PRA 経過措置ルールに基づく CET1 資本	42,405	41,992	40,870
追加的 Tier 1(AT1)資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	5,314	4,325	4,322
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	6,697	6,666	6,870
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	-
暫定追加的 Tier 1 資本	11,881	10,861	11,192
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	54,286	52,853	52,062
Tier 2(T2)資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	824	792	800
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	12,602	12,268	13,529
その他規制上の調整および控除	(254)	(254)	(48)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	67,458	65,659	66,343
リスク調整後資産	381,851	376,683	401,900

1 2015年1月1日以降は経過措置ルールに基づく未実現利益に係る規制上の調整が適用されないため、完全施行ベースの CET1 資本は経過措置ルールに基づくものと同率となります。

2 484億ポンドの移行ベース CRD IV CET 1 資本と3,819億ポンドのリスク調整後資産に基づくと、バークレイズの Tier 2 コンテンジエンシー・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET 1 比率(FSAによる2012年10月の移行に関する発表文)は12.7%でした。

3 PRA 経過措置ルールに基づく自己資本は2013年12月に公表された自己資本規制強化に関する方針「PS7/13」に定められた指針に基づいています。

4 2015年9月30日現在、バークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は478億5,900万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 自己資本比率は12.5%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本総額は628億3,800万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は16.5%でした。完全施行ベースの Tier 1 資本および自己資本総額の数値は、CRD IV に定められた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT1 および T2 金融商品の適合性を評価せずに算出されています。

資本

普通株式 Tier 1(CET1)資本の変動

	2015年9月30日に 終了した3ヵ月間 (百万ポンド)	2015年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド)
CET1 資本の期首残高	41,992	41,453
当期純利益	496	2,266
当グループ自身の信用度に係る変動	(180)	(711)
配当金の変動	(44)	(1,033)
利益から生じた規制上の留保資本	272	522
剩余金の変動—株式報奨の正味影響額	173	486
売却可能投資再評価差額の変動	(266)	(561)
為替換算再評価差額の変動	350	(113)
退職給付の変動	500	406
その他の剩余金の変動	30	12
その他の適格剰余金の変動	787	230
少数株主持分	(61)	(88)
追加的評価調整(PVA)	(512)	181
のれんおよび無形資産	(32)	(50)
一時差異を除く将来の収益力による繰延税金資産	120	68
減損を上回る予想損失額	(32)	204
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	-	(32)
その他規制上の調整	(129)	(83)
規制上の調整およびその他控除項目の増減	(646)	200
CET1 資本の期末残高	42,405	42,405

レバレッジ

レバレッジ比率要件

レバレッジ比率は 2015 年 1 月に発効した欧州委員会の委任法令に従って計算されています。下記レバレッジの計算に際しては法令で採用された CRR の定義による期末 Tier 1 自己資本を分子に使用し、また CRR の定義によるレバレッジ・エクスポージャーを使用しています。

2015 年 9 月 30 日現在のバークレイズのレバレッジ比率は 4.2% でした。これは金融監督委員会(FPC)¹がその概略を示した完全施行ベースの予想最低要件 3.7% を上回る水準で、その内訳は最低要件 3%、および段階的に完全実施されるグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SII)に対する資本バッファーからなります。

レバレッジ・エクスポージャーと比率

	2015 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
レバレッジ・エクspoージャー			
会計上の資産			
デリバティブ	3,790	3,410	4,400
現金担保	640	600	730
リバース・レポ取引	840	930	1,320
貸付金およびその他の資産	7,100	7,030	7,130
IFRS 資産合計	12,370	11,970	13,580
規制上の連結調整	(60)	(50)	(80)
デリバティブに係る調整			
デリバティブのネットイング	(3,430)	(3,080)	(3,950)
現金担保に係る調整	(500)	(470)	(530)
クレジット・プロテクション売却純額	220	200	270
デリバティブに係る潜在的将来エクspoージャー	1,550	1,600	1,790
デリバティブ調整合計	(2,160)	(1,750)	(2,420)
証券金融取引(SFT)に係る調整	270	240	250
規制に係る控除およびその他の調整			
オフ・バランスシートの加重コミットメント	(150)	(140)	(150)
	1,140	1,120	1,150
完全施行ベースのレバレッジ・エクspoージャー合計	11,410	11,390	12,330
完全施行ベース CET1 資本	424	420	415
完全施行ベース AT1 資本	55	45	46
完全施行ベース Tier 1 資本	479	465	460
完全施行ベースのレバレッジ比率	4.2%	4.1%	3.7%

¹ ブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)は 2015 年 7 月、英国内における FPC 勧告実施の提案方法について協議を開始しました。PRA は 2015 年末までに政策声明、最終規則および監督声明を発表すると予想されています。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2015年11月5日
配当基準日	2015年11月6日
株式配当価額の決定および株主への公表	2015年11月12日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分)	2015年11月20日
配当支払日/新株の取引開始日	2015年12月11日
2015年度の年次決算報告書および監査済年次報告書	2016年3月1日

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり1ペンスの第3中間配当はADS1株当たり4ペンスとなります(ADS1株は4株です)。ADR預託機関は、2015年11月6日金曜日の営業終了時点に登録しているADR保有者に対し、2015年12月11日金曜日に第3中間配当を宣言します。配当権利落ち日は2015年11月4日水曜日です。

換算レート ²	増減率 ³ (%)						
	2015年 9月30日	2015年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 9月30日	2015年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 9月30日
期末ー米ドル／英ポンド	1.51	1.57	1.56	1.62	(4%)	(3%)	(7%)
9ヵ月平均ー米ドル／英ポンド	1.53	1.52	1.65	1.67	1%	(7%)	(8%)
3ヵ月平均ー米ドル／英ポンド	1.55	1.53	1.58	1.67	1%	(2%)	(7%)
期末ーユーロ／英ポンド	1.36	1.41	1.28	1.28	(4%)	6%	6%
9ヵ月平均ーユーロ／英ポンド	1.37	1.37	1.24	1.23	-	10%	11%
3ヵ月平均ーユーロ／英ポンド	1.39	1.38	1.27	1.26	1%	9%	10%
期末ー南アフリカ・ランド／英ポンド	20.97	19.12	18.03	18.32	10%	16%	14%
9ヵ月平均ー南アフリカ・ランド／英ポンド	18.81	18.16	17.84	17.87	4%	5%	5%
3ヵ月平均ー南アフリカ・ランド／英ポンド	20.08	18.49	17.75	17.98	9%	13%	12%

株価データ	2015年			
	9月30日	2015年 6月30日	2014年 12月31日	2014年 9月30日
バークレイズ・ピーエルシー	244.15	260.50	243.50	227.45
ペニス	ペニス	ペニス	ペニス	ペニス
167億	167億			
8,400	7,300	164億9,800	164億5,300	
万株	万株	万株	万株	
170.20	182.98	182.00	154.13	
南アフリカ	南アフリカ	南アフリカ	南アフリカ	
・ランド	・ランド	・ランド	・ランド	
8億	8億	8億	8億	
4,800	4,800	4,800	4,800	
万株	万株	万株	万株	

他の情報に関するお問い合わせ先

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

ウィル・ボウエン +44 (0) 20 3134 7744

バークレイズに関する他の情報は私どものウェブサイトからご確認ください: www.home.barclays

登録事務所

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号:+44 (0) 20 7116 1000 会社番号:48839

登録機関

バークレイズの登録機関 英国 BN99 6DA ウエスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アスペクト・ハウス エクイニティ
電話番号:(英国内から)0371 384 2055⁴ (英国外から)+44 121 415 7004

¹ これらの発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、www.home.barclays/dividendsに掲載されます。

² 上記の平均レートは、外貨建取引を会計目的で英ポンドに換算するのに用いられる、当年度の日次直物相場から算出したものです。

³ この増減率は、英ポンドで報告された情報が受けける影響です。

⁴ 営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。なお、以下の情報は、2015年3月3日に公表されたバークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

バークレイズ・コア

2014年5月に発表されたグループ・ストラテジー・アップデートの一環として、当グループの活動はコア及びノンコアの各事業部門に再編されている。コア事業はバークレイズの未来を創るものであり、以下の5つの事業分野から成る。

- ・ **パーソナル・アンド・コーポレート・バンкиング (PCB)** は、パーソナル・バンкиング、モーダージ、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント及びコーポレート・バンкиングで構成される部門である。これらの業務を通して、英国及び一部の海外市場で顧客のニーズに応えている。これらの業務を一体運営することによって、特にデジタル・チャンネル内でのプラットフォームの統合及び専門知識の活用を通じて、商品及び顧客セグメント能力、並びにコスト削減のシナジーを高めることができる。
- ・ **バークレイカード** は、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。
- ・ **アフリカ・バンкиング** 事業は、リテール・アンド・ビジネス・バンкиング (RBB) 、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス (WIMI) 、コーポレート・アンド・インベストメント・バンкиング (CIB) という3つの主要事業、及びアフリカの本社機能で運営されている。
- ・ **インベストメント・バンク** は現在、オリジネーションを主としリターンに重きを絞った市場業務及びバンкиング業務で構成されている。
- ・ **本社** は、本社機能及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

バークレイズ・ノンコア

バークレイズ・ノンコア (BNC) は、バークレイズにとって戦略的に魅力がなくなった事業及び資産を集めた部門であり、これらは大きく3つの範疇に分けて管理されている。

- ・ ヨーロッパ・リテールのすべてを含む、ビジネス。
- ・ インベストメント・バンクのポートフォリオ資産及び英国コーポレートの長期固定金利ローンのポートフォリオを含めた、証券及びローン。
- ・ 取引されたレガシー・デリバティブ・ポートフォリオを含む、デリバティブ。

2. 主要な経営指標等の推移

過去 5 年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
バークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	25,335	27,954	24,857	32,382	31,450
税引前利益	2,309	2,885	650	5,974	6,079
税引後利益	854	1,308	33	4,046	4,563
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	63,794	61,009	57,067	62,078	59,174
資産合計（注2）	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,588,555	1,523,736
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	(12,091)	(25,282)	(15,121)	28,868	17,722
投資活動からのキャッシュ純額	10,661	(22,655)	(6,718)	(1,912)	(5,627)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,414)	6,260	(1,923)	(5,750)	1,123
現金及び現金同等物—期末現在	78,479	81,754	121,896	149,673	131,400
その他					
当期包括利益／（損失）合計	3,492	(3,279)	(1,292)	4,840	4,500
平均従業員数（注4）	135,300	140,300	143,700	149,700	151,300

(続き)

	当行				
	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	56,712	52,978	45,300	50,759	50,045
資産合計（注2）	1,265,756	1,315,189	1,490,702	1,602,603	1,536,290
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	(7,862)	(26,356)	(4,256)	26,250	13,075
投資活動からのキャッシュ純額	4,066	(24,424)	(9,286)	(475)	(5,422)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,012)	6,650	(4,264)	(4,215)	1,942
現金及び現金同等物一期末現在	60,728	66,355	107,664	128,572	109,009
その他					
当期包括利益／（損失）合計					
平均従業員数（注4）					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2013年度及び2012年度の当グループ及び当行の比較数値は、IAS第32号（改訂）の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当グループの比較数値は、IAS第32号（改訂）及びIAS第19号「従業員給付」（2011年改訂）の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当行の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 2013年度の比較数値は、IAS第32号（改訂）の適用を反映するために修正再表示されている。2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注4) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン
株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「レーティングズ・サービス」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報をを利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスター・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ
(<http://www.moodys.co.jp>) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券 関東財務局長（金商）第44号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関する格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくりスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が

低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けて、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもノックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上